

2008 Year's Report

(平成20年度事業報告)

財団法人 大阪府男女共同参画推進財団

ドーン利用促進事業共同体

目 次

◎ ドーンセンターの概要	1
◎ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団の概要	3
○ 事業概要	
第1 財団の運営	
1 理事会の開催	7
2 ドーンセンター運営推進委員会の開催	8
第2 各種事業の実施	
1 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業	9
2 女性の抱える問題に関する相談事業	15
3 啓発学習事業	24
4 女性の能力開発・ネットワークに関する事業	28
5 調査研究事業	28
6 文化表現事業	29
7 全国女性会館協議会ネットワーク形成事業関西ブロック研修	29
8 広報事業	31
9 他機関との連携事業	31
10 登録団体制度	37
11 視察対応	38
○ 平成20年度主催事業・イベント実施一覧	39
○ 参考資料	
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団設立趣意書	40
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団寄附行為	41
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団役員名簿	47
・ ドーンセンター運営推進委員会設置要綱	48
・ ドーンセンター運営推進委員名簿	49
・ 大阪府立女性総合センター条例	50
・ 大阪府立女性総合センター条例施行規則	53
◎ ドーン利用促進事業共同体の概要	57
○ 事業概要	
1 来館者数	59
2 会議室・ホール等の利用	60
3 グループ活動の支援等	62
4 一時保育事業	63

ドーンセンター

ドーンセンターの概要

1 運営の基本理念と目的（平成16年3月改定）

「男女が対等な立場で、あらゆる分野へ参加・参画することができる社会の創造」を基本理念とし、社会的・経済的な男女格差の是正、女性のエンパワーメントのための総合的な支援施設としての役割を果たしていくことを目的とする。

2 沿革

ドーンセンターの建設計画は、各界の専門家や女性団体、グループの方々など幅広い府民の参画を得て進められた。センターの事業や施設内容についてもドーンセンター推進会議やクリエイティブフォーラムなどを開催して府民の方々とともに検討し、方針が決められた。

設立以来、財団法人大阪府男女共同参画推進財団が管理運営のすべてを大阪府から受託していたが、平成18年4月、ハード部門（利用促進・施設管理）に指定管理者制度が導入された。これに伴い、ハード部門は財団とNPO法人による事業共同体が指定管理者として運営を受託（5年契約）、ソフト部門（事業）は従来通り財団が受託している。

昭和61年度	・「21世紀をめざす大阪府女性プラン」策定（4月） （昭和61年度～平成2年度） ・建設予定地（元大手前会館跡地）を決定（9月） ・第1回婦人団体、グループアンケート実施（1月）
昭和62年度	・基本構想公表（6月） ・第2回婦人団体、グループアンケート実施（1月）
昭和63年度	・婦人総合センター（仮称）推進会議の設置（9月） （平成3年7月、ドーンセンター推進会議に改称） ・クリエイティブフォーラム開催（12月） ・府政モニターアンケート調査実施（12月） ・元大手前会館撤去完了（1月）
平成 元年度	・基本設計、文化財発掘調査／第1期
平成 2年度	・実施設計、文化財発掘調査／第2期 ・クリエイティブフォーラム開催（12月） ・愛称「ドーンセンター」に決定（2月）
平成 3年度	・「女と男のジャンププラン」策定（9月）（平成3年度～12年度） ・文化財発掘調査／第3期 ・クリエイティブフォーラム開催（12月） ・建設工事着工（3月）／工期28か月
平成 4年度	・クリエイティブフォーラム開催（12月） ・シンボルマーク決定（1月）
平成 5年度	・プレイベント「女性映像フォーラム」開催（11月）
平成 6年度	・ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）開館（11月）
平成13年度	・大阪府における「NPOとの協働モデル施設」に位置付け ・ウェルネスフロア（地下1階）の廃止（14年3月）
平成14年度	・休館日を水曜日から月曜日に変更（4月） ・NPO協働フロア（地下1階）のリニューアルオープン（10月）
平成16年度	・開館10周年記念行事開催（11月）
平成18年度	・ハード部門に指定管理者制度導入（4月） ・「NPOとの協働モデル施設」「女性のチャレンジ支援のための拠点施設」に位置付け（「改訂おおさか男女共同参画プラン」4月） ・ソウル女性プラザ（韓国）と友好協約締結（11月）
平成19年度	・情報ライブラリー開室時間変更（9月）
平成20年度	・情報ライブラリー開室時間変更（8月）

3 建物概要

所在地 大阪府中央区大手前1丁目3番49号
敷地面積 3,170㎡
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
階数 地上10階地下1階
高さ 52m
建築面積 1,971㎡
延床面積 12,761㎡
立体駐車場 92台

4 運営事業 : (財)大阪府男女共同参画推進財団
利用促進・施設管理 : ドーン利用促進事業共同体

5 歴代館長 津村 明子 平成6年4月～平成9年12月
上田 忍 平成10年1月～平成13年3月
竹中 恵美子 平成13年4月～平成19年6月
清野 博子 平成19年7月～

6 利用について

(1) 開館時間 午前9時15分～午後9時30分

・情報ライブラリー 平日（金曜除く） 午前9時30分～午後5時30分
及び土曜日（貸出・情報相談は午後5時20分まで）
金曜 午前9時30分～午後8時00分
（貸出・情報相談は午後7時50分まで）

・相談カウンセリング 電話相談：火～金曜 午前10時～午後4時
午後6時～午後8時
土・日曜 午前10時～午後4時
面接相談：火・木曜 午前10時～午後9時
水・金・土・日 午前10時～午後6時
法律相談：7月31日まで実施
第1火曜 午後5時～午後8時
第2木曜 午前10時～午後1時
第3土曜 午前10時～午後1時
第4金曜 午後2時～午後5時

からだの相談：7月31日まで実施

第4土曜 午後2時～午後4時
・不妊にまつわる悩みの電話相談：毎週水曜 午前10時～午後4時
（第1水曜は午後1時～午後8時）
面接相談：第1土曜 午後1時～午後4時

(2) 休館日 毎週月曜日、年末年始、祝日（土・日・月の場合翌火曜日）
情報ライブラリーは、日曜日及び毎月最終火曜日及び特別資料整理期間も休館

(3) 受付開始日 ホール、パフォーマンス・スペース：
12か月前の第一水曜日 午後2時～2時30分受付
会議室等：3か月前の第一水曜日 午前9時30分～10時受付
それ以後は先着順

(4) 駐車場 立体駐車場 92台
最初の1時間まで400円（超過30分ごとに200円）

財団法人大阪府男女共同参画推進財団

財団法人大阪府男女共同参画推進財団の概要

1 設立目的

財団法人大阪府男女共同参画推進財団は、男女の自立とあらゆる分野への対等な参加・参画を促進し、行政並びに府民・民間団体等が連携した多様な活動を効果的に推進するために、中心的な役割を果たすとともに、各種事業及びドーンセンターの管理運営を行うこと等により男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

2 設立年月日

平成6年4月1日

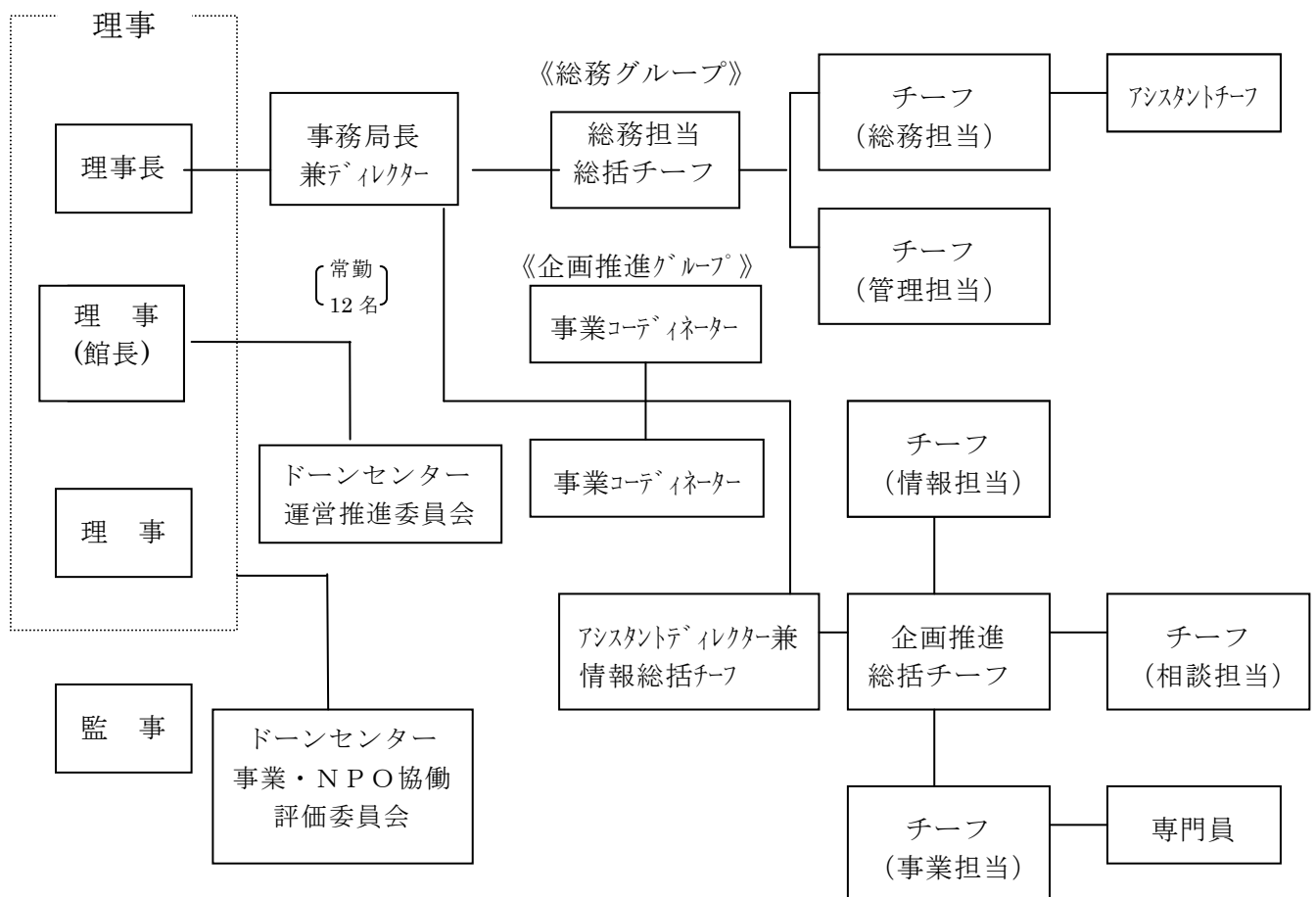
3 基本財産

1億円

4 財団の事務所

大阪府中央区大手前1丁目3番49号

5 組織体制



6 主要事業

- (1) 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 女性の抱える問題に関する相談事業
- (3) 啓発学習事業

- (4) 女性に対する暴力対策・民間等人材養成支援事業
- (5) 女性の能力開発・ネットワークに関する事業
- (6) 調査研究事業
- (7) 文化表現事業
- (8) 国際交流事業
- (9) 広報事業

7 財団のあゆみ

- ・ 6. 4. 1 財団設立（理事長：谷川秀善 事務所：大阪府立婦人会館内）
- ・ 6. 5.11 第1回理事会開催
- ・ 6. 6.18 財団設立記念イベント（ウィメンズフォーラム）の開催
- ・ 6. 6.20 第2回理事会開催（理事長に吉沢健就任）
- ・ 6. 7.29 ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）竣工
- ・ 6. 8. 8 大阪府から財団へ施設引き継ぎ
- ・ 6. 8.29 財団事務所移転（ドーンセンター内）
- ・ 6.10.27 第1回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 6.11. 7 開館記念式典
- ・ 6.11.11 オープニングイベント開催（～11.13）
- ・ 6.11.26 大阪国際女性フォーラム開催（～11.27）
- ・ 7. 2.27 第2回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 7. 3.17 第3回理事会開催
- ・ 7. 6.29 第4回理事会開催
- ・ 7. 7.17 第3回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 7.11.10 ドーンフェスティバル（1周年事業）の開催（～11.12）
- ・ 7.11.30 第4回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 2.29 第5回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 3.28 第5回理事会開催
- ・ 8. 6.21 第6回理事会開催
- ・ 8. 7.15 第6回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8.11. 8 ドーンフェスティバルの開催（～11.10）
- ・ 8.12.16 第7回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8.12.19 開館以来来館者100万人突破
- ・ 9. 2.24 第8回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 9. 3.28 第7回理事会開催
- ・ 9. 6.24 第8回理事会開催
- ・ 9. 7.16 第9回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 9. 7.31 第9回理事会開催
- ・ 9.10.21 第10回理事会開催（理事長に松廣屋慎二就任）
- ・ 9.10.27 ドーンセンター運営推進委員会施設運営部会開催
- ・ 9.10.28 ドーンセンター運営推進委員会事業推進部会開催
- ・ 9.11. 7 ドーンフェスティバルの開催（～11.8）
- ・ 9.12.26 第11回理事会開催
- ・ 10. 2.23 第10回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 10. 3.28 第12回理事会開催
- ・ 10. 4.16 第13回理事会開催
- ・ 10. 6.26 第14回理事会開催
- ・ 10. 7.24 第11回ドーンセンター運営推進委員会開催

- ・ 10.11. 6 ドーンフェスティバルの開催（～11.7）
- ・ 10.12. 8 第12回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 2.26 第13回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 3.18 第15回理事会開催
- ・ 11. 5. 1 第16回理事会開催
- ・ 11. 6.21 第17回理事会開催
- ・ 11. 7.16 第14回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 8.31 第18回理事会開催（理事長に木村良樹就任）
- ・ 11.10. 4 ドーンセンター運営推進委員会施設運営部会開催
- ・ 11.10. 7 ドーンセンター運営推進委員会事業推進部会開催
- ・ 11.11.11 ドーンフェスティバル（女性センターフォーラム）の開催（～11.11）
- ・ 12. 2.24 第15回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 12. 3.31 第19回理事会開催
- ・ 12. 4.23 平成12年「女性週間全国会議」開催（～4.24）
- ・ 12. 5. 2 第20回理事会開催
- ・ 12. 6.26 第21回理事会開催
- ・ 12. 7. 3 第16回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 12. 8.31 第22回理事会開催（理事長に梶本徳彦就任）
- ・ 12. 9.26 第23回理事会開催
- ・ 12.11. 9 ドーンフェスティバル（男女共同参画フォーラム）の開催（～11.10）
- ・ 12.11.21 第17回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 12.12. 1 第24回理事会開催
- ・ 13. 2.17 ドーンフェスティバル（21世紀へ夢描くグループフェスタ2001）の開催
- ・ 13. 2.26 第18回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 13. 3.29 第25回理事会開催
- ・ 13. 5. 7 第26回理事会開催
- ・ 13. 5.24 第19回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 13. 6.29 第27回理事会開催
- ・ 13. 8.17 第20回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 13.11.30 第21回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 14. 3. 8 第22回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 14. 3. 9 ドーンフェスティバル2002の開催
- ・ 14. 3.28 第28回理事会開催
- ・ 14. 4.24 第29回理事会開催（理事長に山登敏男就任）
- ・ 14. 6.25 第30回理事会開催（財団名称の変更の承認
平成15年4月1日から財団法人大阪府男女共同参画推進財団）
- ・ 14. 7.30 第23回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 14.11.27 第24回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 15. 2.21 第25回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 15. 3.26 第31回理事会開催
- ・ 15. 3.29 ドーンフェスティバル2003の開催
- ・ 15. 4. 1 財団名称を財団法人大阪府男女共同参画推進財団に変更
- ・ 15. 4.23 第32回理事会開催
- ・ 15. 6. 6 開館以来来館者400万人突破
- ・ 15. 6.26 第33回理事会開催
- ・ 15. 7.25 第26回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 15.12.19 第27回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 16. 3. 5 第28回ドーンセンター運営推進委員会開催

- ・ 16. 3. 26 第 34 回理事会開催（財団「新・10 年プラン」策定）
- ・ 16. 4. 1 理事長に時岡禎一郎就任
- ・ 16. 4. 1 NPO との協働専門委員会設置
- ・ 16. 4. 20 第 35 回理事会開催
- ・ 16. 6. 23 第 29 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 16. 6. 29 第 36 回理事会開催
- ・ 16. 11. 12 女性 エンパワメントフォーラム 2004（ドーンセンター 10 周年記念事業）の開催（～11. 13）
- ・ 16. 12. 3 第 30 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 17. 1. 1 ドーンセンター運営推進委員会利用者団体登録審査部会設置
- ・ 17. 3. 4 第 31 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 17. 3. 24 第 37 回理事会開催
- ・ 17. 4. 22 第 38 回理事会開催
- ・ 17. 6. 28 第 39 回理事会開催
- ・ 17. 7. 1 第 32 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 17. 11. 11 第 40 回理事会開催
- ・ 17. 12. 9 第 33 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 3. 10 第 34 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 3. 24 第 41 回理事会開催
- ・ 18. 3. 28 「ドーン利用促進事業共同体」が大阪府から指定管理者に指定
- ・ 18. 4. 1 「ドーン利用促進事業共同体」が指定管理業務開始
- ・ 18. 6. 23 第 42 回理事会開催
- ・ 18. 6. 30 第 35 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 12. 15 第 36 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 12. 19 第 43 回理事会開催（「事業・NPO 協働評価委員会」の 19 年 4 月設置）
- ・ 19. 3. 13 第 37 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 19. 3. 20 第 44 回理事会開催（財団「中期経営計画」策定）
- ・ 19. 4. 1 ドーンセンター事業・NPO 協働評価委員会の設置
- ・ 19. 6. 27 第 45 回理事会開催
- ・ 19. 7. 6 第 38 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 19. 12. 21 第 39 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 20. 3. 18 第 40 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 20. 3. 28 第 46 回理事会開催
- ・ 20. 4. 18 第 47 回臨時理事会開催
- ・ 20. 6. 24 第 48 回理事会開催
- ・ 20. 7. 25 第 49 回臨時理事会開催
- ・ 20. 8. 1 第 41 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 20. 12. 19 第 42 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 21. 3. 24 第 50 回理事会開催
- ・ 21. 3. 25 第 43 回ドーンセンター運営推進委員会開催

第1 財団の運営

1 理事会の開催

- (1) 第47回臨時理事会
ア 開催日 平成20年4月18日(金)
イ 議題 ①理事の選任(変更)について
- (2) 第48回理事会
ア 開催日 平成20年6月24日(金)
イ 議題 ①平成19年度事業報告及び収支決算について
②平成20年度収支補正予算について
③ドーン利用促進事業共同体平成19年度事業報告及び収支決算について
④大阪府財政再建プログラム案について
- (3) 第49回臨時理事会
ア 開催日 平成20年7月25日(金)
イ 議題 ①寄附金の受入について
②賛助会員規程の制定について
③平成20年度事業計画の変更及び平成20年度収支予算について
④ドーン利用促進事業共同体平成20年度収支補正予算について
⑤財団諸規程の一部改正について
- (4) 第50回理事会
ア 開催日 平成21年3月24日(金)
イ 議題 ①平成20年度収支補正予算について
②平成21年度事業計画及び平成20年度収支予算について
③ドーン利用促進事業共同体平成20年度収支補正予算について
④ドーン利用促進事業共同体平成21年度収支予算について
⑤大阪府立女性総合センターの管理運営業務等基本協定書の変更について
⑥財団規程の一部改正について

2 ドーンセンター運営推進委員会の開催

ドーンセンターの機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、ドーンセンター運営推進委員会を開催し、種々の意見、提言をいただいた。

- (1) 第41回運営推進委員会
ア 開催日 平成20年8月1日(金)
イ 議題 ①平成20年度本格予算について
②平成20年度事業について
③賛助会制度の発足について
④情報ライブラリーの開館時間の改訂について
⑤大阪府財政再建プログラム案について
- (2) 第42回運営推進委員会
ア 開催日 平成20年12月19日(金)
イ 報告 ①平成20年度事業について

- ②自立化に向けての財団の基本方針について
- ③自立化に向けての委員からの意見、提案、手法について
- ④多機能化の状況報告について

(3) 第43回運営推進委員会

- | | | |
|---|-----|---------------------------|
| ア | 開催日 | 平成21年3月25日(水) |
| イ | 議題 | ①座長の選出及び副座長の指名について |
| | | ②平成21年度事業計画について |
| | | ③第1次自立化プランについて |
| | | ④多機能化について |
| | | ⑤ワークステーション印刷機の使用料金の改定について |
| | | ⑥平成21年度の一時保育事業について |
| | | ⑦利用者団体登録の更新について |

事業概要

第2 各種事業の実施

1 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業

女性に関する情報を幅広く収集・整理・加工し、データベース化するとともに、これらを活用して、多様な情報ニーズに的確に対応した情報提供を行った。

(1) 情報ライブラリーの運営

女性関連の図書・資料・視聴覚資料等を収集し、閲覧・視聴・貸出サービスを行う他、利用者からの情報相談に応じた。

＊（有）ウィメンズブックストアゆうと協働で実施（平成17年4月～平成21年3月）

ア 図書・資料の収集冊数

	平成20年度（平成21年3月31日現在）	平成19年度（平成20年3月31日現在）
図 書	40,868冊	40,225冊
行政資料	12,113冊	11,706冊
雑 誌	1,621タイトル 46,582冊	1,597タイトル 44,956冊
新 聞	0紙	6紙
視聴覚資料	2,097点 (ビデオ1,693本、DVD370点 カセットブック34本)	2,025点 (ビデオ1,679本、DVD311点 カセットブック35本)

(ア) 図書の内訳

分 類	冊 数
総記	2,294
哲学	1,699
歴史・女性事情	3,959
社会科学	16,520
自然科学	1,615
技術	975
産業	274
芸術	1,408
言語	282
文学	8,939
児童書	1,533
女性の表現作品集	1,370
合 計	40,868

(ウ) 雑誌の内訳

種 別	タイトル数
女性問題関連雑誌	148
一般雑誌	224
グループのミニコミ誌	428
女性学研究所等の年報・機関誌	149
行政の広報誌	291
女性関連施設の広報誌	310
その他（大学の紀要等）	56
合 計	1,606

(イ) 行政資料の内訳

分 類	冊 数
行動計画・プラン	1,197
施策概要・統計・白書	2,862
調査・研究報告書	1,990
イベント・講座等の記録	2,372
研修・派遣事業報告	610
女性関連施設概要	917
啓発冊子	1,365
その他	800
合 計	12,113

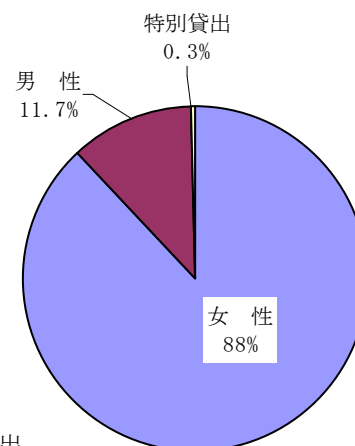
(エ) 視聴覚資料

分 類	本 数
女性問題・フェミニズム	167
性	63
からだところ	83
家族・家庭	86
子ども・学校	121
高齢化・福祉	52
社会・くらし・環境	154
しごと	190
政治・法律・行政・経済・産業	54
教育・研究	58
文化・芸術・表現	1,069
合 計	2,097

イ 利用登録者数（ライブラリーカード）

（ア）性 別

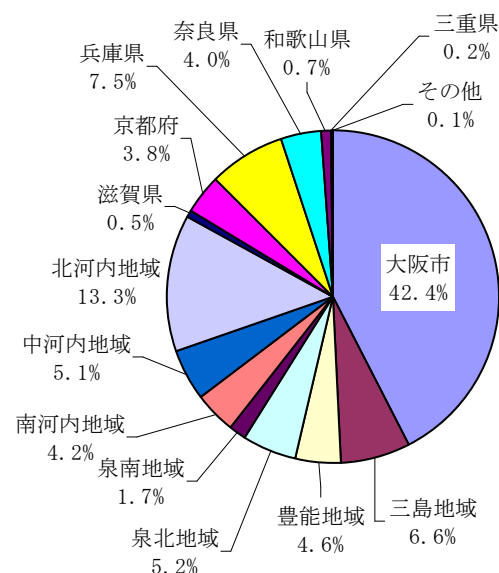
区 分		平成20年度登録者数	平成19年度登録者数
		平成21年3月31日現在	平成20年3月31日現在
個人	女 性	18,499	18,203
	男 性	2,472	2,386
	計	20,971	20,589
特別貸出等※		67	67
合 計		21,038	20,656



※行政・学校関係その他団体への貸出、及び館内閲覧資料の一時貸出

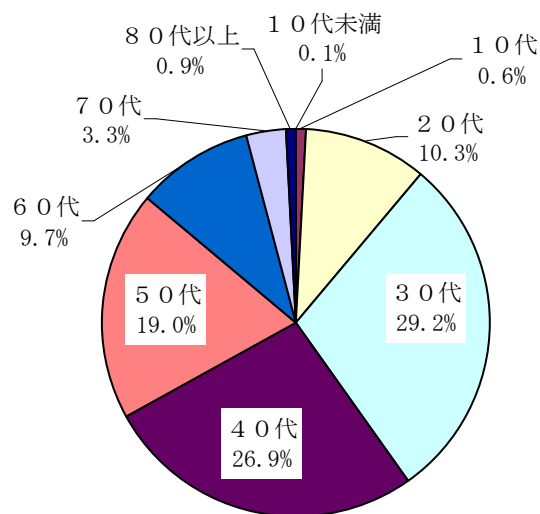
（イ）地域別

地 域	人 数
大阪市	8,900
三島地域	1,390
豊能地域	973
泉北地域	1,088
泉南地域	355
南河内地域	870
中河内地域	1,072
北河内地域	2,778
滋賀県	109
京都府	801
兵庫県	1,578
奈良県	844
和歌山県	137
三重県	49
その他	27
合 計	20,971



（ウ）年代別

年 代	人 数
10代未満	15
10代	136
20代	2,152
30代	6,123
40代	5,638
50代	3,988
60代	2,036
70代	696
80代以上	184
不明	3
合 計	20,971



ウ 貸出件数（平成21年3月31日現在）

分 類	平成20年度	平成19年度	平成18年度
図書・雑誌	9, 520 (冊)	12, 471 (冊)	12, 900 (冊)
行政資料	222 (冊)	213 (冊)	235 (冊)
視聴覚資料	4, 870 (点)	6, 226 (点)	6, 311 (点)
合 計	14, 612	18, 910	19, 446

エ 情報相談（平成21年3月31日現在）

ライブラリー職員が、図書・資料・データベース等を活用して、検索指導や来館・電話による情報相談に応じた。

（内 訳）

分 類	平成20年度	平成19年度	平成18年度
利用案内	7, 282	7, 747	6, 734
検索指導	281	461	345
資料の所蔵・所在調査	1125	1, 473	1, 225
特定テーマの資料案内	347	700	556
人材・学習情報の提供	377	423	327
グループ・施設情報の提供	166	223	255
ライブラリー活動・運営情報の提供	260	382	257
その他	1	4	1
合 計	9, 839	11, 413	9, 700

オ 協力貸出・資料相互貸借サービスの開始(平成20年12月31日現在)

情報ライブラリー非来館者に対するサービス拡充のため、平成19年4月1日から、大阪府立図書館の協力により、府内公共図書館への協力貸出しサービスを開始した。また、6月1日からクレオ大阪（大阪市立男女共同参画センター）と府市連携して、所蔵資料の相互貸借サービスを開始した。

	平成20年度貸出冊数	平成19年度貸出冊数
府内公共図書館への貸出	34	14

	クレオ大阪へ貸出冊数	クレオ大阪から借受冊数
クレオ大阪との相互貸借	3	33

カ ライブラリーツアーの実施(平成21年3月31日現在)

平成18年9月より、ライブラリーの特色や所蔵作品の案内、資料検索の方法などわかりやすく利用者毎のニーズに沿って、館内を案内するライブラリーツアーを実施した。

	平成20年度	平成19年度
参加者数	329人	543人

(2) 情報システムの運営(平成21年3月31日現在)

各種女性関係情報を誰もが自由に検索できる大阪府女性関係情報ネットワークシステムを運営し、インターネットで情報提供を行った。
(平成15年10月から新システム)

ア ホームページへのアクセス状況

<トップページアクセス数>

年 度	平成20年度	平成19年度	平成18年度
アクセス数	357, 867件	446, 836件	212, 263件

<メニュー別アクセス数>

メニュー名称	平成20年度	平成19年度	平成18年度
事業案内	53, 461	51, 732	38, 665
施設案内	246, 554	251, 895	258, 452
出版物	91, 423	83, 441	75, 698
講座・イベント	143, 230	205, 410	155, 159
事業統計	38, 852	36, 126	34, 176
情報ライブラリー	693, 664	645, 433	643, 910
女性情報ステーション	104, 141	93, 140	132, 221
リンク集	15, 644	17, 186	13, 984
Introduction in English	67, 313	61, 826	54, 925
携帯電話による施設利用状況アクセス	4, 953	8, 734	380
合 計	1, 459, 235	1, 454, 923	1, 407, 570

イ ドーンセンターメールマガジン『e-DAWN』の発行

ドーンセンターの最新ニュースを伝えるメールマガジンを平成16年1月11日から月2回程度発行した。ドーンセンター主催の講座・イベント情報、情報ライブラリーからのお知らせ、刊行物などの情報を届けた。

平成21年3月31日までの登録者数： 1,311人（平成20年3月31日 1,500人）

ウ 「情報メールサービス」の実施

平成18年4月より、インターネット上で発信された情報から、男女共同参画に関わる活動や学習に活かせるものをピックアップし、月1回メールで知らせるサービスを始めた。

平成21年3月31日までの登録者数： 177人（平成20年3月31日 148人）

(3) 講座・展示等

ア ビデオ上映会

情報ライブラリーで購入したビデオ・DVDの中から、女性監督のドキュメンタリーやジェンダー問題の作品、女性グループの活動を追ったドキュメンタリーなどを選んで上映した。

月／日	上映作品	参加者数	月／日	上映作品	参加者数
4/24 (木) 26 (土)	UMMA：お母さんを探して	2 3	5/29 (木) 31 (土)	カフェ放送てれれ 2007セレクト	2 1
6/26 (木) 28 (土)	Women in Struggle： パレスチナからの目線	5 7	7/24 (木) 26 (土)	典子は、今	6 4
8/28 (木) 30 (土)	稟愛：三峽ダム建設に 挑む農民の闘い	6 6	9/25 (木) 27 (土)	私たちは風の中に立つ	3 5

イ ランチタイム上映会

情報ライブラリーが所蔵している女性監督のドキュメンタリー作品などを、ドーンセンターで実施される催しの参加者や近隣のオフィスに勤務する方が気軽に参加できる昼休みの時間を利用して上映会を開催した。(月 1 ～ 2 回：5 回開催)

・上映時間：1 2：0 0 ～ 1 4：0 0

月／日	上 映 作 品
4/2 (水) ・ 9 (水)	「ミレニアムの女性たち Part2第1巻：キャリアを築く」 「ミレニアムの女性たち Part2第2巻：次世代のために」
5/14 (水)	「ミレニアムの女性たち Part2第3巻：女性と健康」 「ミレニアムの女性たち Part2第4巻：環境を守る」
6/4 (水) ・ 11 (水)	「ミレニアムの女性たち Part2第5巻：差別と暴力」 「ミレニアムの女性たち Part2第6巻：難民・移民として」
7/2 (水) ・ 9 (水)	「ミレニアムの女性たち Part2第7巻：自立と自己選択」 「ジョージとローズマリー」「みせかけの行動」 「まだまだいいこといっぱいあるよ」
8/6 (水) ・ 13 (水)	「もし、あなたなら：6つの視線」
9/3 (水) ・ 10 (水)	「大阪おんな自分流：岡部伊都子」 「愛されるために生まれてきた：家族で参加する自然出産の記録」
10/1 (水) ・ 8 (水)	「道もなき道ふみわけて：女性科学者の100年」
11/12・13・14 11/19・20・21	「愛し、敬い、傷つけられて」「恋人からの暴力」 「私を守る：DV被害者と女性たちの証言」
12/10(水)・17 (水)	「I'm My Boss：開業を選んだわたしたち」 「働きつづけてよかった：私たちの妊娠・出産・子育て体験」

1/7(水)・14(水)	「すきなんや この町が：1995・神戸・ある避難所の記録」 「すきなんや この町が（パート2）：震災から6年・神戸の町と人を追いつけた」
2/4(水)・18(水)	「プロフェッショナル仕事の流儀：迷わず走れ、そして飛び込め 専門看護師 北村愛子の仕事」
3/4(水)・11(水)	「プロフェッショナル仕事の流儀：人の中で人は育つ 中学校教師 鹿嶋真弓の仕事」

ウ 情報ライブラリーニュース『いんふおめーと』の発行

情報ライブラリーの多様な活動を広くPRするため、女性情報と利用者を結ぶ双方向型のライブラリーニュースを発行し、府内外の女性関係施設及び図書館等へ配付した。

A4版4頁 10,000部
第57号（平成20年6月1日発行）

エ 情報ライブラリー企画展示

（ア）《男女共同参画週間展示》

～「女性に対する暴力」パネル展～

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー等）に関し、暴力を生み出す社会的背景、暴力の実態、法律等についての解説や被害にあったときの対処方法などを、わかりやすく解説したパネルを展示した。

- ・展示期間：平成20年6月21日（土）～7月1日（火）
（於：ドーンセンター1Fロビー）

2. 女性の抱える問題に関する相談事業

女性の直面している様々な問題について、女性の視点から自立と主体的な生き方を目指し、相談カウンセリングにより、必要な援助と解決のためのサポートを行った。

(1) 相談事業

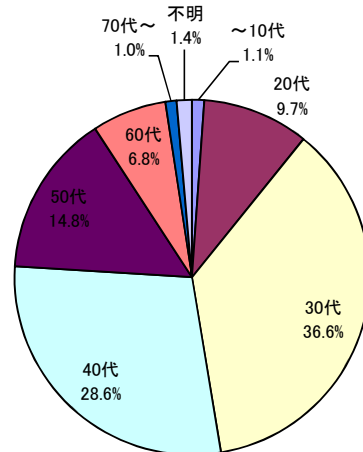
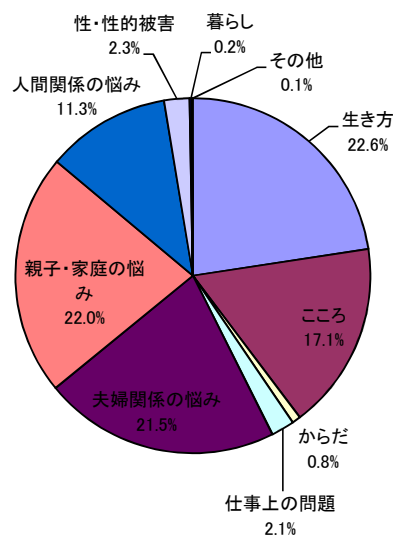
ア 面接相談：専門の女性カウンセラーによる面接でのカウンセリング

水・金・土・日曜日 午前10時から午後6時

火・木曜日 午前10時から午後9時

*NPO法人日本フェミニストカウンセリング学会と協働で実施

		平成20年度(平成21年3月31日現在)										平成19年度	
主訴分類		～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計	(%)	合計	(%)
生き方		9	34	159	123	62	21	6	4	418	22.6	372	20.5
こころ		1	66	123	79	29	13	4	1	316	17.1	316	17.4
からだ		1	1	7	5	1	0	0	0	15	0.8	13	0.7
仕事上の問題		0	4	18	10	6	0	0	0	38	2.1	33	1.8
夫婦関係の悩み		1	11	175	116	51	36	1	5	396	21.5	475	26.1
親子・家庭の悩み		5	29	90	114	107	44	6	11	406	22.0	391	21.5
人間関係の悩み		2	27	82	71	15	8	0	4	209	11.3	184	10.1
性・性的被害		0	7	22	10	1	1	1	0	42	2.3	29	1.6
暮らし		0	0	0	1	0	2	0	0	3	0.2	5	0.3
その他		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1	1	0.1
平成20年度	合計	20	179	676	529	272	125	18	25	1,844	100.0	1,819	100.0
	(%)	1.1	9.7	36.6	28.6	14.8	6.8	1.0	1.4	100.0			
平成19年度	合計	10	215	654	502	303	98	19	18	1,819			
	(%)	0.5	11.8	36.0	27.6	16.7	5.4	1.0	1.0	100.0			



相談月別件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成20年度	153	154	151	169	152	142	165	141	149	142	162	164	1,844
平成19年度	162	147	168	162	168	138	156	151	157	130	126	154	1,819

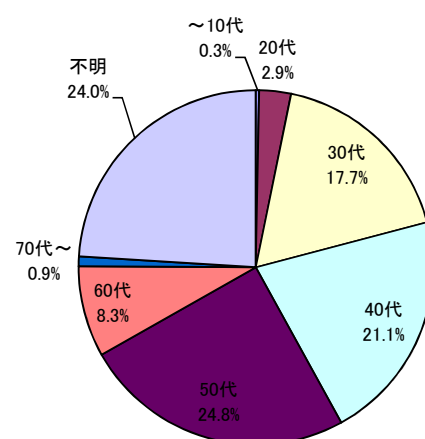
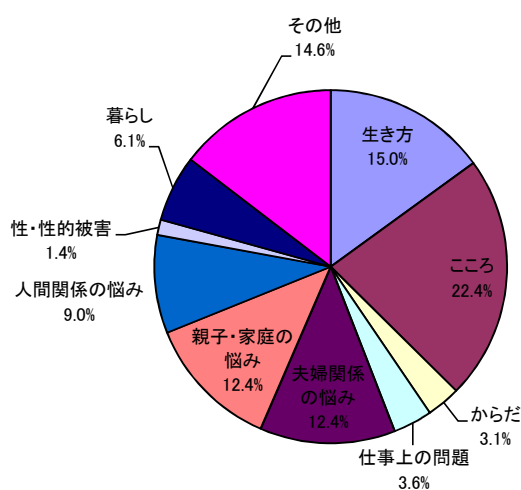
イ 電話相談:専用電話を使った、電話相談員による相談

火曜日から金曜日 午前10時から午後4時、午後6時から午後8時

土曜日・日曜日 午前10時から午後4時

*NPO法人心のサポートステーションと協働で実施

		平成20年度 (平成21年3月31日現在)										平成19年度	
主訴分類		～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計	(%)	合計	(%)
生き方		0	9	85	211	232	27	2	17	583	15.0	571	15.1
こころ		1	24	182	192	291	72	8	100	870	22.4	906	24.0
からだ		3	2	15	31	29	31	1	9	121	3.1	64	1.7
仕事上の問題		0	5	48	49	27	0	0	10	139	3.6	141	3.7
夫婦関係の悩み		0	26	120	106	112	49	9	59	481	12.4	495	13.1
親子・家庭の悩み		2	14	91	112	103	117	10	35	484	12.4	436	11.5
人間関係の悩み		3	16	103	81	72	21	4	52	352	9.0	355	9.4
性・性的被害		0	12	12	9	4	2	0	15	54	1.4	37	1.0
暮らし		1	5	31	29	81	4	2	86	239	6.1	334	8.8
その他		0	0	1	3	13	0	0	553	570	14.6	438	11.6
平成20年度	合計	10	113	688	823	964	323	36	936	3,893	100.0	3,777	100.0
	(%)	0.3	2.9	17.7	21.1	24.8	8.3	0.9	24.0	100.0			
平成19年度	合計	30	111	664	608	1,045	109	28	1,182	3,777			
	(%)	0.8	2.9	17.6	16.1	27.7	2.9	0.7	31.3	100.0			



相談月別件数

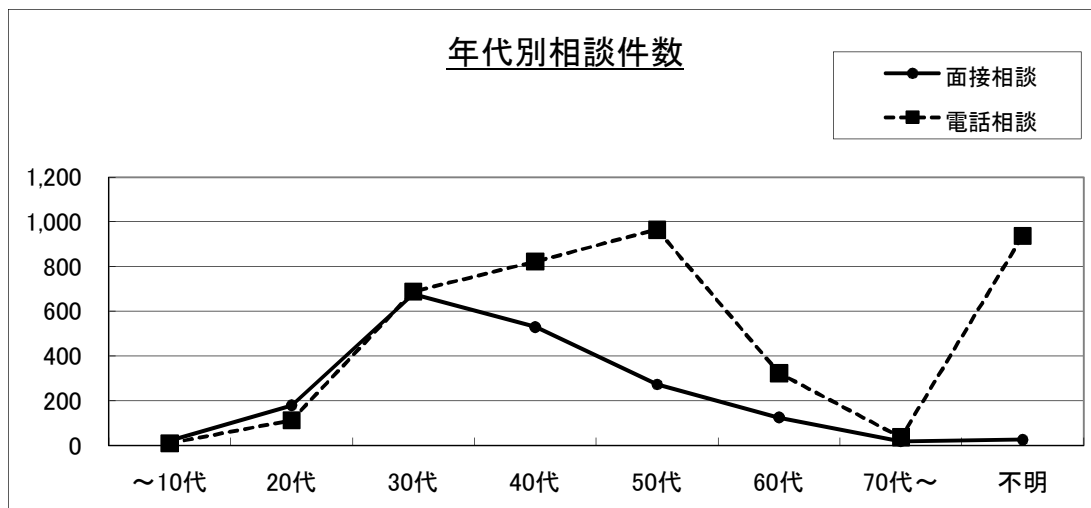
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成20年度	370	324	329	369	353	296	355	319	279	288	291	320	3,893
平成19年度	296	263	331	331	342	300	311	310	299	297	352	345	3,777

主訴別相談件数

	生き方	こころ	からだ	仕事上の悩み	夫婦関係	親子家庭関係	人間関係	性、性的被害	暮らし	その他	合計
面接相談	418	316	15	38	396	406	209	42	3	1	1,844
電話相談	583	870	121	139	481	484	352	54	239	570	3,893
計	1,001	1,186	136	177	877	890	561	96	242	571	5,737

年代別相談件数

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計
面接相談	20	179	676	529	272	125	18	25	1,844
電話相談	10	113	688	823	964	323	36	936	3,893
計	30	292	1,364	1,352	1,236	448	54	961	5,737



ウ 法律相談: 女性弁護士による法律問題に関する面接相談(7月末で終了)

毎月第1火曜日: 午後5時から午後8時 第2木曜日: 午前10時から午後1時

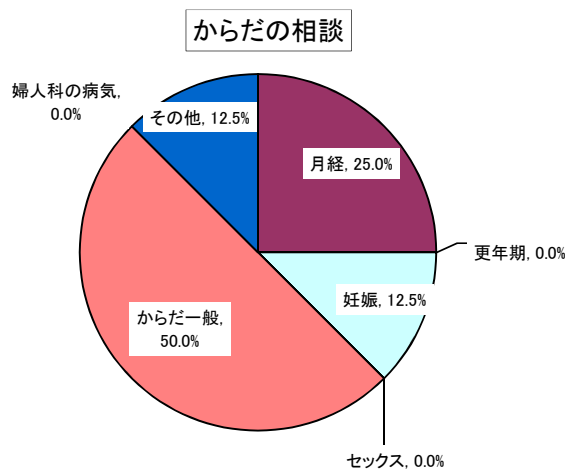
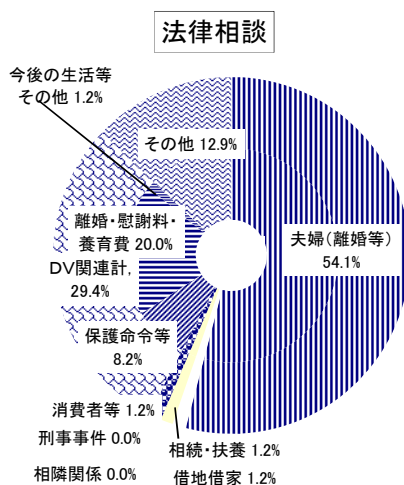
第3火曜日: 午前10時から午後1時 第4金曜日: 午後2時から午後5時

		平成20年度														平成19年度	
項目\月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)	合計	(%)
夫婦(離婚等)		11	13	15	7									46	54.1%	129	51.4%
相続・扶養		1	0	0	0									1	1.2%	8	3.2%
借地借家		1	0	0	0									1	1.2%	0	0.0%
消費者等		1	0	0	0									1	1.2%	4	1.6%
相隣関係		0	0	0	0									0	0.0%	1	0.4%
刑事事件		0	0	0	0									0	0.0%	2	0.8%
D V	保護命令等	1	4	1	1									7	8.2%	9	3.6%
	離婚・慰謝料・養育費	6	4	4	3									17	20.0%	45	17.9%
	今後の生活等その他	0	0	0	1									1	1.2%	5	2.0%
DV関連計		7	8	5	5									25	29.4%	59	23.5%
その他		3	1	4	3									11	12.9%	48	19.1%
合計		24	22	24	15									85	100.0%	251	100.0%

エ からだの相談: 女性産婦人科医師による医療的見地から助言が必要なものについての面接相談(7月末で終了)

毎月第4土曜日 午後2時から午後4時

		平成20年度														平成19年度	
項目\月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)	合計	(%)
婦人科の病気		0	0	0	0									0	0.0%	3	13.6%
月経		0	1	0	1									2	25.0%	4	18.2%
更年期		0	0	0	0									0	0.0%	3	13.6%
妊娠		0	1	0	0									1	12.5%	0	0.0%
セックス		0	0	0	0									0	0.0%	5	22.7%
からだ一般		2	1	1	0									4	50.0%	2	9.1%
その他		0	1	0	0									1	12.5%	5	22.7%
合計		2	4	1	1									8	100.0%	22	100.0%



オ カウンセラー派遣:DV被害女性を保護している民間シェルターなど4箇所のNPO等団体へ女性カウンセラーを派遣し、被害者の心のケアを行う等、自立支援体制の充実を図った。

平成20年度													
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
シェルター(S)	3	2	4	3	2	3	3	3	3	3	4	5	38
	6	4	8	6	4	6	6	6	6	6	8	10	76
シェルター(I)	3	3	3	4	2	3	3	3	3	3	4	5	39
	5	4	3	8	3	3	4	4	4	6	5	7	56
シェルター(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シェルター(Y)	3	2	3	3	2	3	3	3	3	3	4	5	37
	5	1	5	5	3	3	3	1	5	1	5	6	43
合 計	9	7	10	10	6	9	9	9	9	9	12	15	114
	16	9	16	19	10	12	13	11	15	13	18	23	175

※ シェルター名については保護の必要上、頭文字等で表す。

※ 上段は訪問回数 下段は相談者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成20年度	9	7	10	10	6	9	9	9	9	9	12	15	114
	16	9	16	19	10	12	13	11	15	13	18	23	175
平成19年度	9	9	9	9	9	9	11	12	12	12	12	12	125
	13	13	15	14	18	18	17	17	18	20	15	17	195

カ 不妊にまつわる悩みの相談:女性産婦人科医師及び助産師が不妊にまつわる様々な悩みの相談に応え、必要な情報提供を行った。

・面接相談:毎月第1土曜日 午後2時から午後4時

平成20年度																
項目\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)		
情報提供	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4.8%		
不妊への不安・検査や治療を受けたほうがよいか	0	0	0	0	2	1	0	1	1	0	0	1	6	28.6%		
今の治療の内容と妊娠の可能性	2	1	3	1	0	0	0	1	0	0	0	2	10	47.5%		
他の治療内容・方法など	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	9.5%		
二人目不妊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%		
医療機関に対する不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%		
パートナーとの関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%		
周囲の人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4.8%		
自分自身のこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%		
子どものいない人生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%		
仕事との両立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%		
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4.8%		
合 計	2	1	3	1	2	1	1	3	3	0	1	3	21			

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	対前年比
平成20年度	2	1	3	1	2	1	1	3	3	0	1	3	21	131%
平成19年度	1	0	1	3	3	3	2	1	1	0	0	1	16	

・電話相談:毎週水曜日 午前10時から午後4時(ただし、第1土曜日のみ午後1時から午後2時)

項目\月	平成20年度														合計	(%)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
情報提供	3	5	9	2	8	6	4	4	5	5	3	5	59	17.8%		
不妊への不安・検査や治療を受けたほうがよいか	6	3	7	4	5	3	4	2	3	0	3	1	41	12.4%		
今の治療の内容と妊娠の可能性	9	10	8	8	5	8	14	6	7	7	8	7	97	29.4%		
他の治療内容・方法など	2	0	2	1	0	1	1	3	2	0	1	1	14	4.2%		
二人目不妊	2	4	4	1	1	3	1	2	7	4	1	0	30	9.1%		
医療機関に対する不満	3	1	0	3	1	2	1	1	1	1	3	1	18	5.4%		
パートナーとの関係	1	1	0	4	0	3	0	0	2	0	1	1	13	3.9%		
周囲の人間関係	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0.9%		
自分自身のこと	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	1	3	8	2.4%		
子どものいない人生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.3%		
仕事との両立	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3%		
その他	0	2	6	6	2	3	4	6	2	3	2	10	46	13.9%		
合 計	27	26	37	33	22	29	30	24	29	20	23	31	331			

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	対前年比
平成20年度	27	26	37	33	22	29	30	24	29	20	23	31	331	117%
平成19年度	17	19	26	20	29	26	27	22	18	27	30	22	283	

キ 該当セッションで扱ったジェンダー関連問題

平成20年度

面接相談

項目\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	19年度
共依存	18	20	11	21	20	17	23	16	13	21	17	24	221	238
母娘関係	30	36	38	33	30	28	30	35	37	35	42	31	405	354
拒・過食	4	7	3	6	4	3	2	3	3	2	3	3	43	54
依存症	8	9	6	3	4	6	5	5	4	3	3	0	56	41
性被害(セクハラ以外の)	6	11	5	5	6	5	5	5	6	5	4	5	68	59
セクハラ	1	4	2	0	0	1	3	2	4	0	2	2	21	20
性的虐待(幼児・少年期)	3	2	6	3	8	6	6	9	5	3	6	5	62	27
幼児期虐待(性虐待以外)	19	19	15	18	17	19	16	16	17	13	19	17	205	125
夫婦間暴力(DV)	32	31	34	40	31	31	46	33	25	33	33	39	408	402
家庭内暴力(夫婦間以外)	5	3	8	9	4	3	2	2	2	3	5	5	51	61
セクシャリティー	2	1	3	1	2	6	7	4	0	2	1	3	32	11
「役割逸脱」不安	11	13	10	7	7	9	12	5	5	1	10	4	94	41
児童虐待	2	4	2	3	1	4	3	2	1	0	0	2	24	11
その他	0	0	1	2	1	0	1	1	0	0	0	0	6	3
合計	141	160	144	151	135	138	161	138	122	121	145	140	1,696	1,447

平成20年度

電話相談

項目\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	19年度
共依存	12	9	7	18	19	7	18	12	9	8	14	14	147	149
母娘関係	41	44	43	47	54	55	54	32	27	37	31	49	514	422
拒・過食	6	5	1	5	5	2	1	1	2	3	3	1	35	42
依存症	38	41	47	71	52	40	52	43	34	27	27	26	498	469
性被害(セクハラ以外の)	7	2	5	5	4	5	4	4	2	1	2	1	42	44
セクハラ	3	6	2	0	0	6	3	2	0	3	4	4	33	38
性的虐待(幼児・少年期)	2	3	1	0	1	3	0	2	0	4	3	2	21	18
幼児期虐待(性虐待以外)	13	7	5	9	6	12	3	4	2	6	1	10	78	70
夫婦間暴力(DV)	40	45	22	40	46	43	53	34	29	28	34	49	463	461
家庭内暴力(夫婦間以外)	8	7	4	7	3	8	6	5	5	3	6	7	69	62
セクシャリティー	1	3	1	2	2	1	1	1	2	1	3	1	19	11
「役割逸脱」不安	119	108	128	127	108	98	115	68	71	76	89	89	1,196	1,242
児童虐待	5	3	2	11	6	2	2	1	2	2	2	5	43	48
その他	3	1	5	4	5	1	0	0	0	1	1	2	23	11
合計	298	284	273	346	311	283	312	209	185	200	220	260	3,181	3,087

(2) サポート・グループ

ア DVに悩む女性のためのサポート・グループ（7月末にて終了）

日 程		回数	テ ー マ	ファシリテーター	延べ参加者数
4/3～7/17 月1もしくは2回	木曜 午前	7	DVに悩む女性のための サポート・グループ	宮本 由起代 (トーンセンター 相談スタッフ)	18名

イ 外国人女性のためのディスカッショングループ（7月末にて終了）

日 程		回数	テ ー マ	ファシリテーター	延べ参加者数
4/19～7/19	第3 土曜	4	日本に住む外国人女性がよく出会う 問題について（中国語）	高橋 美津緋	26名
4/26・5/17	月1 土曜	2	同 上 （英語）	ジョアンナ ・サトウ	2名

(3) 人材養成講座の開催

2008フェミニストカウンセリング専門講座の開催

女性を対象とした相談事業にかかわる専門家等が、女性の自立とエンパワメントのための心理的援助を行うために必要な知識と技能を修得するための講座を開催した。

〔理論コース〕

フェミニストカウンセリングの中でも重要なテーマを取り上げ、女性のおかれている状況やそこからくる心理的問題を考えるとともに、ジェンダーに敏感な視点がなければ適切に対応できないDV・性暴力、虐待サバイバーへのサポートのあり方を学んだ。

定員：50人程度 申込者数：83人 受講決定者数：76人 受講者数：74人

	月／日	テーマ	講 師
1	1月17日(土) 10:30～ 13:00	フェミニストカウンセリングとは ～エンパワメントのための考え方と技法～	川喜田 好恵 (トーンセンター事業コーディネーター、 カウンセラー)
2	1月17日(土) 14:00～ 16:30	今、「家族」に何がおきているのか ～「家族」にまつわる「神話」を打ち破る～	加藤 伊都子 (フェミニストカウンセリング 堺カウンセラー)
3	1月31日(土) 10:30～ 13:00	心療内科を訪れる女性たち ～“からだ”に表れる女性の悩み～	小山 敦子 (近畿大学医学部堺病院 心療内科医師)

4	1月31日(土) 14:00～ 16:30	「女」と「男」だけじゃない ～多様な性の子どもたちとどう向き合うか～	川西 寿美子 (大阪私立学校 人権教育研究会)
5	2月14日(土) 10:30～ 13:00	女性が働くときに会う問題 ～セクシュアル・ハラスメント被害への対応～	周藤 由美子 (ウィメンズ・カウンセリング 京都 カウンセラー)
6	2月14日(土) 14:00～ 16:30	性暴力・DV被害者への医療 ～被害者の心身のケアと治療～	加藤 治子 (阪南中央病院、はるウィメンズ クリニック 産婦人科医師)
7	2月28日(土) 10:30～ 13:00	性暴力・DV被害のアドヴォカシー ～法制度の現行と問題点～	長谷川 京子 (弁護士)
8	2月28日(土) 14:00～ 16:30	虐待・暴力サバイバー支援のあり方と フェミニストカウンセラーの役割	井上 摩耶子 (ウィメンズ・カウンセリング 京都 カウンセラー)

〔研究コース〕

理論コースを修了し、カウンセラー、ケースワーカーなど相談の現場を持っている方を対象に、現場での実際のケースに沿いながら、フェミニストカウンセリングでのとらえ方、アプローチや対応の仕方などについてスーパーバイザーとともに検討、援助職としての資質と専門性の向上を図った。

定員：各 15 人 申込者数：31 人 受講決定者数：28 人 受講者数：26 人

	月／日	時間	スーパーバイザー	主な対象
A	2月21日(土) 3月 7日(土) 3月21日(土)	10:30～ 13:00 14:00～ 16:30	井上 摩耶子 (ウィメンズ・カウンセリング 京都カウンセラー)	福祉・医療・シェルターなどケースワーク的関わりを必要とする現場を持つ方
B	2月21日(土) 3月 7日(土) 3月21日(土)	10:30～ 13:00 14:00～ 16:30	川喜田 好恵 (トーンセンター事業コーディネーター、 カウンセラー)	女性センター、行政、教育機関などの公的な機関で相談の現場を持つ方

3 啓発学習事業

男女共同参画社会の実現のために、ジェンダー問題解決のための啓発活動を行うとともに自主的な学習活動を支援した。

(1) 女性問題啓発講座の開催

ジェンダー問題に対する正しい理解と認識を深めるための各種講座を開催した。

ア 男女共同参画施策に関わる職員のためのプログラム

初めて男女共同参画施策に関わる職員を対象に、ジェンダーの視点を高め、その視点をもって事業を推進していく力量を形成するため、参加体験型学習などを通じた研修プログラムを提供した。

平成 12・13 年度の調査研究事業により完成したプログラムに基づきながら、「女性関係相談事業担当者研修講座」及び「情報担当者ネットワーク会議」の内容の一部を集約して実施した。

定員：各回 50 人 参加者数：延べ 327 人

	月／日	テーマ	講 師
1	9 月 4 日(木)	いま、私たちはどこにいるのか ～世界の流れ・日本の動きを知る～	清野 博子 (トーンセンター館長) (財)大阪府男女共同参画推進財団理事)
2	9 月 11 日(木)	女性/男女共同参画センターにおける 情報事業 ～その機能と活用方法～	木下 みゆき (財団企画推進グループ アシスタントディレクター兼情報総括チーフ)
3	9 月 18 日(木)	女性のエンパワメントのための 相談事業とは ～そのあり方と相談の視点～	川喜田 好恵 (財団事業コーディネーター)
4	9 月 25 日(木)	コミュニケーション・ ファシリテーション力をつける ～事業の効果的な推進のために～	田上 時子 (財団事業コーディネーター)
5	10 月 1 日(水)	講座の企画・運営のプロセスを学ぶ① ～アイディアを形にする～	仁科 あゆ美 (財団企画推進グループ 事業チーフ)
6	10 月 8 日(水)	講座の企画・運営のプロセスを学ぶ② ～テーマ探しから評価まで～	仁科 あゆ美 (財団企画推進グループ 事業チーフ)
7	10 月 15 日(水)	情報相談ワークショップ ～インテークのポイントと 提供の留意点～	木下 みゆき (財団企画推進グループ アシスタントディレクター兼情報総括チーフ)

	月／日	テーマ	講 師
8	10 月 22 日 (水)	相談現場から見える女性問題 ～女性の悩みを ジェンダーの視点で読み解く～	竹之下 雅代 (ウイメンズ・カウンセリング 京都カウンセラー)
9	10 月 29 日 (水)	女性相談の実際 ～当事者の立場に立った サポートのために～	杉本 志津佳 (フェミニスト・カウンセリング 堺カウンセラー)

イ 学校教員のためのワークショップ

小・中高校等の教員を対象に、男女共同参画の視点で教材を作成するワークショップを開催した。

定員：各 30 人 申込者数：42 人 参加者数：延べ 38 人

月／日	テーマ	講 師
9 月 27 日 (土)	P a r t 1 人権学習フィールドワークのための ワークシートづくり ～ドーンセンターを探検する～	木村 涼子 (大阪大学大学院人間科学 研究科准教授)
平成 21 年 3 月 26 日 (木)	P a r t 2 男女共同参画の視点による 教材づくり 「メディア・リテラシーの アプローチから」	登丸 あすか (立命館・帝塚山学院・京都女子 大学非常勤講師)

ウ 企業向け研修セミナー

事業主及び企業で働く人を対象に、先進事例や現状を紹介し、職場における男女共同参画を推進するための方法を考える講座を開催する。

定員：各 30 人 申込者数：76 人 参加者数：延べ 53 人

月／日	テーマ	講 師
11 月 15 日(土)	働く女性のためのセミナー 私の働き続け方、働きつなぎ方 ＜理系・技術系・研究開発系 職として働く 編＞	勝治 洋子 (帝人エンテック(株)エンジニア リング研究所 CAE 推進室) 川幡 祐子 (大阪市立住まい情報センター 主任企画員) 東山 香子 (株)エストロラボ代表取締役 コーディネーター 中谷 敬子 (大阪府立工業高等専門学校 准教授)
11 月 22 日(土)	働く女性のためのセミナー 私の続け方、働きつなぎ方 ＜リーダー職として働く 編＞	三井 智子 (株)プロアシスト総務部長) 米田 妙子 (株)ダスキン人事部 人事労務室主務) 梶原 冬江 (株)クロスキンキ 企画・開発課課長) コーディネーター 島 香奈恵 (読売新聞生活情報部記者)
平成 21 年 3 月 12 日(木)	「テレワークがもたらす新しいワー ク&スタイル～女性が働きやすい社 会を目指して～」	田澤 由利 (株)ワイズスタッフ代表取締役)

エ 男性向け講座

ドーンセンターに来たことのない男性の来館を促し、ドーンセンターの理念や機能について知ってもらうことを目的に開催した。

男性が気軽に参加できるような仕掛けとして、“仕事帰りに上方落語を愉しむ”をコンセプトにし、ジェンダーに敏感な視点での上方落語の上演等を通して、男性がジェンダーや自身の生き方・働き方について考える機会とした。

定員：１００人 申込者数：９０人 参加者数：７８人

月／日	テーマ	講 師
11 月 26 日(水)	「天満橋どーん亭」 Part 2 水曜日は「ノー残業デー」。 落語で男の生き方を考える。	出 演：林家 染左（落語家） くまざわ あかね（落語作家）

オ 女性と仕事セミナー

いろいろな分野で活躍している女性を講師として招き、仕事の現場での生の声を聞くことにより、女性が働きつづけることを応援するセミナー。

女性の進出が少ない建築分野で、“利用者本位のトイレ空間づくり”という新たな領域に取り組んでいる方をお招きした。

定員：70名 申込者数：25人 参加者数：22人

月／日	テーマ	講師
3月15日(日)	女性と仕事 ～空間デザイン編～ “トイレ”を街のオアシスに変える	小林 純子（一級建築士、 (有)設計事務所ゴンドラ所長）

カ 若者向け講座

若い世代に多様な価値観や生き方をはじめ、ドーンセンターの存在や男女共同参画について考える機会を提供した。

若い世代が興味を持つ演劇の第一線で活躍する二人の女性劇作家招き、これまでの活動と今後の取組みなどを表現活動の魅力や女性の視点を交えて語っていただき、参加者に対する新たな視点を考える機会を提供した。

定員：50人 申込者数：37人 参加者数：30人

月／日	テーマ	講師
3月19日(木)	私は、これで生きる ～劇作家の履歴書～	コーディネーター 畑 律江（毎日新聞地域面・ 夕刊特集版編集長） 棚瀬美幸（劇団南船北馬 劇作家・演出家） 樋口ミュ（劇団 Ugly duckling 所属 脚本家・俳優）

キ テーマ事業 防災とジェンダー

阪神・淡路大震災から13年が経過し、災害対策に女性の視点が必要であるという考えが広がりつつある。その後も国内外で災害は後を絶たない。

今、あらためて減災や復興計画に必要な女性の視点について考える講座を開催する。

定員：50人 申込者数：35人 参加者数：35人

月／日	テーマ	講 師
平成 21 年 2 月 5 日（木）	防災・復興に男女共同参画の視点を	相川 康子 (神戸大学経済経営研究所 准教授)

4 女性の能力開発・ネットワークに関する事業

女性の社会参加・参画を促進するため、女性の能力の開発・育成に必要な講座等の開催や女性グループ・NPO活動の支援事業を行った。

(1) 学校教員のためのインターネットリテラシー

子どもたちの主体的なネット活用のためには、それを伝える教員のスキルが求められる。まず、子どもたちを取り巻くネット世界の実情や問題点を知り、教員として何ができ、何を伝えるべきかを考えてもらう講座を開催した。

定員： 30人 申込者数： 22人 参加者数： 21人

月／日	テーマ	講 師
12 月 4 日（木）	学校教員・保護者のための インターネットリテラシー講座	池上 秀雄 (総務省近畿総合通信局)

5 調査研究事業

(1) 「ドーンセンター事業・NPO協働評価委員会」の運営

ドーンセンターにおける事業、運営及びNPOとの協働のあり方を第三者によって評価し、その結果をより効果的な事業計画の作成及び実施に反映させるため理事会のもとに「ドーンセンター事業・NPO協働評価委員会」を平成 19 年 4 月に設置。

平成 19 年度及び 20 年度事業の評価とNPOとの協働のあり方についての評価を実施した。

(ア) 委員

木村 涼子 (大阪大学大学院准教授)
高田 昌代 (神戸市看護大学教授)
中村 彰 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ 館長)
西村 美智子 ((株)毎日放送 スポーツ業務部 部次長)
浮穴 正博 (元 富田林市立中央公民館 館長)
末村 祐子 (大阪経済大学客員教授)
肥田 和子 (元堺市男女共同参画推進担当部長)

- (イ) 開催状況
- ・全体会
平成 20 年 9 月 26 日
 - ・事業部会（ヒアリングを含む）
平成 20 年 12 月 11 日
 - ・NPO 協働部会（ラウンドテーブルの実施）
平成 21 年 3 月 12 日
 - ・平成 19・20 年度事業に係る評価報告書提出
- (ウ) 平成 20 年度 NPO 協働に係る評価報告書提出

6 文化表現事業

女性による文化・表現活動を支援するとともに、女性に対する固定的なイメージや社会意識の変革をめざす映像作品の上映や、舞台芸術作品の公演等を行った。

(1) ドーン・シネマクラブ

女性の視点による映像文化の発展と映像分野への女性の参画の促進を図るため女性監督作品等の上映を行った。

場所 視聴覚スタジオ

	日程	上映作品等	参加者数
28 回	10 月 31 日（金） 11 月 1 日（土）	「女性監督にカンパイ！」 14:00- 19:00- 監督 山崎 博子 「シロタ家の 20 世紀」 16:00- 監督 藤原 智子 「シロタ家の 20 世紀」 11:30- 「女性監督にカンパイ！」 14:00- 上映後 山崎博子監督のトーク	154 人
29 回	平成 21 年 1 月 16 日（金） 17 日（土）	「ミリキタニの猫」「Labor Women」 監督 レニー・タジマ 14:00- 19:00- 監督 リンダ・ハッテンドーフ 「ミリキタニの猫」「Labor Women」 14:00-	74 人
30 回	平成 21 年 3 月 6 日（金） 7 日（土）	「西の魔女が死んだ」 14:00- 19:00- 監督 長崎 俊一 「西の魔女が死んだ」 11:00- 14:00-	244 人

7 全国女性会館協議会ネットワーク形成事業関西ブロック研修

全国女性会館協議会と共催で、全国女性会館協議会地域ブロック研修事業関西ブロック研修「女性センターの可能性を拓く～ドーンセンターからの提案～」を開催した。

女性関連施設職員・女性施策担当職員及びテーマに関心のあるNPOスタッフ等を対象に、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題（男女共同参画社会基本法前文）」を担う、21世紀型センターとしての機能のあり方を考えるセミナーを実施した。

定員：各日60人 申込者数：135人 延受講者数：延べ175人

月／日	テーマ	講師
5月21日（水）	14:00～開会挨拶	大野 曜（全国女性会館協議会理事長） 清野 博子（ドーンセンター館長）
	14:30～17:30 リレートーク「私と女性センター～ 創る、つなぐ、発信する～」	青木 玲子 （埼玉県男女共同参画推進センター 事業コーディネーター、全国女性会館協議会 常任理事） 秋田 光彦（大蓮寺・應典院住職） 伊田 久美子（大阪府立大学教授） 川中 大輔 （シチズンシップ共育企画代表・ ファシリテーター） 黒瀬 友佳子 （帝人クリエイティブスタッフ株式 会社人財部ダイバーシティ推進室長） 末村 祐子 （元・尼崎市参与、大阪経済大学客員 教授、NPO/NGO WALKER 発行人） 畑 律江 （毎日新聞地域面・夕刊特集版編集室 編集長） 本多 利子 （臨床心理士、スクールカウンセラー） 山本 愛 （元・在ネパール日本大使館 （経済協力班）委嘱員） 山本 麗子 （NPO法人ZUTTO理事、元・宝塚 NPOセンター事務局次長）
5月22日（木）	10:00～11:00 基調報告「日本の男女共同参画拠点 としての女性関連施設」	大野 曜（全国女性会館協議会理事長）

月／日	テーマ	講師
	11:10～13:00 分科会「これからの女性センターがめざすもの」 Ⅰ．分科会A「プログラム企画」 Ⅱ．分科会B「地域における多様な社会資源とのネットワーク」 Ⅲ．分科会C「公の施設の役割とは」	Ⅰ．小川 真知子 （西宮市男女共同参画センター 専門職員） 仁科 あゆ美 （財団企画推進グループ 事業チーフ） 谷岡 久子 （財団企画推進グループ 情報チーフ） Ⅱ．山本 みどり （財団京都市女性協会事業企画課 事業調査係長） 木下 みゆき （財団企画推進グループ アシスタントディレクター兼情報総括チーフ） 田上 時子 （財団事業コーディネーター） Ⅲ．木崎 いづみ （宝塚市立男女共同参画センター・エル所長、NPO法人女性と子どものエンパワメント関西スタッフ） 古久保 さくら （大阪市立大学准教授） 川喜田好恵 （財団事業コーディネーター）
	14:20～15:50 全体会	桜井 陽子 （財団横浜市男女共同参画推進協会理事（統括本部長）、全国女性会館協議会常任理事）
	15:50～ 閉会挨拶	時岡 禎一郎 （財団大阪府男女共同参画推進 財団理事長）

8 広報事業

ドーンセンターの設置目的、施設概要、主催事業などの周知を図り、センターの利用と事業への参加を促進するため、ホームページ（<http://www.dawncenter.or.jp/>）の運営のほか、センター主催事業のチラシ等を作成し、各種媒体を用い広報活動を行った。

9 他機関との連携事業

(1) 平成20年度講師派遣

ア 主催者の要請により、下記のとおり当財団職員を講師として派遣した。

月／日	主催者	内 容
4月24日(木)	奈良県女性センター	市町村事業担当者に必要な視点 ：講座を企画するために
5月13日(火)	大阪府総務部人事室	新任課長級職員研修 ：男女共同参画の視点
5月17日(土)	LEO-NET	女性情報ゼミナール2008 ：私たちが紐とき、紡ぎ、 創る女性情報
6月12日(木)	独立行政法人国立女性教育会館	女性関連施設・団体リーダーの ための男女共同参画推進研修 ：地域における男女共同参画の推進
6月16日(月)	京都精華大学	図書館情報学講演会 ：わたしと図書館
7月5日(土)	摂津市立男女共同参画 センター・ウィズせつつ	ウィズせつつ10周年 記念フォーラム ：男女共同参画の今・これから
7月5日(土)	NPO 法人フリンジシアター プロジェクト	地域における制作者勉強会 ：「女性芸術劇場」の取組み
7月25日(金)	専門図書館協議会	専門図書館協議会全国研究集会 ：大阪府立女性総合センター 情報ライブラリーの取組み
8月3日(日)	株式会社旦々舎	映画「百合祭」上映 と浜野佐知監督とトーク
10月2日(木) 10月6日(月)	尼崎市立女性・勤労婦人センター	男女共同参画セミナー 「活動スキルアップセミナー①②」

月／日	主催者	内 容
10 月 25 日（土）	大津市市民活動センター	「先進事例の研究 ～ドーンセンターの取り組み～」
11 月 13 日（木）	大東市生涯学習部人権啓発室	「いま、私たちはどこにいるか ～世界の流れ・日本の動きを知る～」
11 月 20 日（木） 12 月 1 日（月）	独立行政法人国立女性教育会館 於：静岡県男女共同参画センター	実験プログラム in 静岡「地域づくりに参加する女性人材が育つために」
11 月 26 日（水）	大阪教育大学	生涯学習計画論講座 ～生涯教育と高等教育～
11 月 25 日（火）	岸和田市市民生活部	男女共同参画社会と自治体職員 としての役割 ～世界の流れ・日本の動きを知る～
平成 21 年 1 月 22 日（木）	大阪府立千里青雲高等学校	人権講演会 ～デート DV 防止：相手を尊重する関係をつくるために～
平成 21 年 2 月 20 日（金）	国立国会図書館関西館	パネルディスカッション ～レファレンス協同データベースの戦略的活用～
平成 21 年 3 月 26 日（木）	南海福祉専門学校	セクシュアルハラスメントのない学校、職場をめざして

イ 主催者の要請により、下記のとおり講師を担当した。

月／日	主催者	内 容
7 月 24 日（木）	茨木市立豊川小学校	男女共生教育の視点にたった 教材収集の方法について
7 月 30 日（水）	羽曳野市立 古市南小学校	情報ライブラリーに寄せられた 教員からの情報相談の事例から

月／日	主催者	内 容
8 月 5 日（火）	大阪市立高等学校人権教育研究会	男女共同参画人権研修 ～教員のためのドーンセンター活用術～
8 月 22 日（金）	泉大津市教育委員会 幼・小・中学校人権教育担当者	男女共生教育・男女平等教育の 推進に向けて
8 月 26 日（火）	門真市男女平等教育推進委員会・ 市教研 男女共生教育部会	男女共同参画研修 ～男女平等教育を実践するための ドーンセンター活用法～
平成 21 年 1 月 14 日（水）	門真市教育委員会	男女平等教育の実践に生かす ～ドーンセンターの活用術～

ウ 主催者の要請により、下記のとおり委員等の委嘱を受けた。

月／日	主催者	内 容
4 月～21 年 3 月	独立行政法人国立女性教育会館	「女性情報レファレンス事例集」 サポートメンバー
4 月～22 年 2 月	門真市	門真市男女共同参画審議会委員
7 月～22 年 6 月	国立国会図書館	レファレンス協同データベース事業 企画協力員
9 月～21 年 3 月	独立行政法人国立女性教育会館	「女性関連施設に関する調査研究」 研究協力者
9 月 20 日（土）	NPO 法人ひらかた市民活動支援 センター	枚方市男女共同参画社会づくり支援 講座企画実施団体審査委員

（２）大学との連携事業

ア 大阪経済大学 北浜キャンパス「北浜土曜講座」の業務受託
「女性のキャリアデザイン２」

月／日	テーマ	講 師
11 月 22 日（土）	女性のキャリアデザイン①	清野 博子 （ドーンセンター館長）

月／日	テーマ	講 師
11 月 29 日 (土)	女性のキャリアデザイン②	清野 博子 (トーンセンター館長)
12 月 6 日 (土)	キャリア構築のための情報活用術	木下 みゆき (財団企画推進グループ アシスタントディレクター 兼情報総括チーフ)
12 月 13 日 (土)	多様な生き方、働き方	仁科 あゆ美 (財団企画推進グループ 事業チーフ)
12 月 20 日 (土)	ワークショップ	木下 みゆき (財団企画推進グループ アシスタントディレクター 兼情報総括チーフ) 仁科 あゆ美 (財団企画推進グループ 事業チーフ)
平成 21 年 1 月 10 日 (土)	働く女性の ストレスマネジメント	川喜田 好恵 (財団事業コーディネーター)
平成 21 年 1 月 17 日 (土)	男女共同参画社会へ ～メディアと人権～	時岡禎一郎 (財大阪府男女共同参画推進 財団理事長)

イ 大阪女学院大学の講義受託

月／日	テーマ	講 師
10 月 21 日 (火) 10 月 22 日 (水)	女性に対する暴力	木下 みゆき (財団企画推進グループ アシスタントディレクター 兼情報総括チーフ)
	メディアと人権	清野博子 (トーンセンター館長) 仁科 あゆ美 (財団企画推進グループ 事業チーフ)

ウ インターンシップ・プログラムの実施

大学・大学院生をインターン生として受入れ、当財団の仕事を体験してもらうことで、男女共同参画社会の推進及び当財団の活動やトーンセンターの社会的役割に対する理解を普及するとともに、ジェンダー/男女共同参画の視点を持って社会で活躍する次世代を育成することを目的に実施。

受入期間：平成 20 年 8 月 1 日～9 月 30 日の間で約 2 週間（実働 10 日以上）
受入場所：財団法人大阪府男女共同参画推進財団 企画推進グループ

- 受入学生：龍谷大学・学部生 2名
 早稲田大学・大学院生 2名
 大阪府立大学・学部生 2名
 大阪府立大学・大学院生 2名
- 内 容：①オリエンテーション
 ②財団職員等によるレクチャー
 「ライブセミナー～ドーンセンターの仕事～」
 ③業務体験
 ④振り返り会
- エ 図書館司書課程実習生の受け入れ
 受入期間：平成20年11月12日～12月10日の間で7日間
 受入場所：ドーンセンター情報ライブラリー
 受入学生：同志社大学・学部生 3名
- オ 職場体験実習生の受け入れ
 他機関の再就職支援プログラムと連携して、主に情報ライブラリーにおける職場体験実習生を受け入れた。
 ・財団法人21世紀職業財団「再チャレンジサポート事業」実習生 4名
 ・JOBプラザOSAKA職場体験実習生 8名

(3) その他

- ア 韓国ソウル女性プラザとの交流
 平成18年度に、当財団とソウル女性プラザは、友好を深めるため協約を締結した。今年度については実施せず。
- イ 社会体験研修として大阪府立学校の初任教員の受け入れ
 ・平成20年8月19日、20日
 大阪府立茨木支援学校 2名 大阪府立八尾支援学校 2名
- ウ 京阪神劇場連絡会への参加
 ・平成20年4月21日 総会
 ・平成20年5月13日 定例会
 ・平成20年7月9日 定例会
 ・平成21年1月20日 定例会
- エ 共催事業
 ・平成20年6月10日（火）14：00、18：30
 大阪映画センター
 「Mayu-ココロの星-」の上映
 と松浦雅子監督・漫画家・大山和栄さんトーク
 ・平成20年11月21日（金）10：30～17：00
 女性と仕事の未来館＜(財)女性労働協会＞
 「働く女性のための効果的な相談支援に向けて
 ～平成20年度第2回全国相談担当者研修会 in 関西」
 特別講演「働く女性の健康とワーク・ライフ・バランス」
 講師：長井 聡里（すてっぷ産業医事務所所長、
 (財)女性労働協会「働く女性の身体と心を考える委員会」
 委員）

講演「ストレスフル時代の相談員の役割」

講師：渋谷 武子

(未来館特別相談員、(社)日本産業カウンセラー協会前理事)

検討会「最近の相談の傾向」

①キャリア・カウンセリング

渋谷 武子

②こころの相談

伊藤 厚子

(未来館特別相談員、メンタルサポートアレーズ代表)

③総合相談

横山 八重子

(未来館主任総合相談員、元雇用均等室長)

④ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)での女性
相談

杉本 志津佳

(ドーンセンター相談スタッフ)

・平成21年3月28日(土) 15:00～16:30

日本新薬株式会社 「女性のためのヘルスケア」

講演「毎日健康美人!～生理痛を知って快適ライフ～」

講師：清水 千賀子(清水レディースクリニック院長)

質疑応答 *会場に女性の健康に関するパネル等を展示

*女性の生涯健康手帳の配布

*イエローリボンのボールペンの配布

オ 大阪府内女性関係施設連絡協議会事業

大阪府内に設置されている公立女性関係施設相互の連絡協調と施設の事業
進展を図り、もって女性の地位向上に寄与することを目的とした連絡協議会に
おいて、当財団は事務局を担当。事業実施は、会員館が順次担当する。

<情報提供事業>

・平成20年4月22日(火) 11:10～12:00

「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」の中間整理
について

講師：塚崎 裕子(内閣府男女共同参画局推進課長)

担当館：大阪府立女性総合センター

<第1回研修会>

・平成20年7月31日(木) 13:30～16:45

「男女共同参画社会づくりのために～公益事業を担う手法を学ぶ～」

講師：柏木 宏(大阪市立大学大学院教授)

担当館：大阪府立女性総合センター

<第2回研修会>

・平成21年2月21日(水) 14:00～16:45

「魅力的な男女向け講座について考える」

講師：多賀 太(関西大学文学部准教授)

担当館：吹田市立男女共同参画センター

カ 「ドーンセンターを語る集い」

～今までありがとう、これからもよろしくお願いいたします～

・平成20年8月29日(金) 18:30～20:30

～今までありがとう、これからもよろしくお願いいたします～

場所 視聴覚スタジオ

参加者 78名

10 登録団体制度

男女の自立とあらゆる分野への参加・参画を促進することを目的としてドーンセンターを定期的に利用するグループを利用者団体として登録し、優先的にセンターを利用できるよう、一般の利用申込受付に先立って、利用申込を受け付ける制度を実施した。

(1) 登録の要件

男女の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進することを目的とするグループで、次の要件を満たすもの。

- ア 定期的に活動しているグループ
- イ 活動実績が概ね1年以上あるグループ
- ウ 会則・責任者が定まっているなど、体制が明確であるグループ
- エ 営利活動、特定の宗教を布教するための活動、あるいは特定の政党・政策を支援する活動を目的としないグループ
- オ 主として大阪府内で活動しているグループ

(2) 登録団体数

138団体（平成21年3月末現在）

(3) 登録の有効期間

平成23年3月31日

11 視察対応

全国の行政機関、女性団体・グループ及び海外からの視察を受け、センター設立の趣旨・目的並びに事業概要の説明を行った。

	平成20年度		平成19年度	
	件数	人数	件数	人数
女性／男女共同参画センター	1	2	8	41
地方自治体	2	17	7	101
学校教職員	7	159	4	125
小・中・高校生 大学生	2	30	3	98
団体・NPO	1	15	6	37
海外	3	33	3	61
その他	1	1	8	71
計	17	257	39	534

※平成20年度（平成20年4月1日から12月31日まで）

平成20年度　ドーンセンター事業・講座イベント実施一覧

平成21年3月31日　現在																	
事業体系	講座名	区分	実績	回　数	会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
情報ライブラリー事業	ビデオ上映会	自主	延266人	12回	グループブース	24・26	29・31	26・28	24・26	28・30	25・27						
	ランチタイム上映会	自主	延213人	27回	グループブース	2・9	14	4・11	2・9	6・13	3・10	1・8	6回	10・17	7・14	4・18	4・11
	フェミニストカウンセリング専門講座	自主	理論74人 研究26人	理論8回 研究6回	理論 大会議室 研究 中会議室										17・31	14・21・28	7・21
啓発事業	男女共同参画施策に関わる職員のための研修プログラム（企画・情報・相談）	受託	延327人	9回	大会議室						4・11・18・25	1・8・15・22・29					
	企業向け研修①「私の働き続け方、働きつなざ方」	受託	延べ35人	2回	大会議室								15・22				
	企業向け研修②「テレワークがもたらす新しいワーク&スタイル」	受託	18人	1回	セミナー室												
	学校教員向け研修①「人権学習フィールドワークのためのワークシートづくり」	受託	20人	1回 2コマ	セミナー室						27						26
	学校教員向け研修②「学校教員のための教材づくり講座」	受託	18人	1回 2コマ	大会議室												
	男性向け講座（天満橋どーん亭Part2）	受託	78人	1回	パフォーマンス								26				
	若者向けセミナー①「女性と仕事」	受託	22人	1回	特別会議室												15
	若者向けセミナー②「私はこれで生きる」	受託	30人	1回	大会議室												19
	防災とジェンダー	受託	35人	1回	大会議室											5	
能力開発ネットワーク事業	学校教員のためのインターネットリテラシー	自主	17人	1回	大会議室									4			
調査研究	評価委員会の運営	自主		3回							26			11			12
文化表現事業	映画上映会（ドーンシネマクラブ）	自主	延べ472人	3回	視聴覚スタジオ							31	1		16・17		6・7
	海外女性監督ビデオ作品の収集・加工・販売	自主							2作品								
国際交流事業	ソウル女性プラザとの交流事業	自主															
広報事業	営業パンフレット作成	自主							○								完成
	財団専用HPの作成	自主							○								完成
	「ドーンセンター」を語る集い	自主	78人	1回	視聴覚スタジオ					29							
大学との連携	大阪経済大学北浜キャンパス「北浜土曜講座」の開催	自主	各14人	7回									22・29	6・13・20	10・17		
	大阪女学院大学講義	自主	44人	2回								21・22					
	同志社大学司書課程実習生受け入れ	自主	3人	7日間	情報ライブラリー												
	インターンシップの受け入れ	自主	7人	2ヶ月間	企画推進グループ					1							
その他の連携	全国女性会館協議会　関西ブロック研修「女性センターの可能性を拓く」	共催	175人	2回	特別会議室		21・22										
	大阪映画センター　「Mayu-ココロの星-」	共催	233人	1回	ホール			10									
	女性と仕事の未来館	共催	84人	1回	特別会議室								21				
	JOBプラザOSAKA職場体験実習生受け入れ	自主	5人	3日間	情報ライブラリー				○	○							
	21世紀職業財団再就職体験実習生受け入れ	自主	1人	3日間	情報ライブラリー								○				
	日本新薬株式会社	共催	42人	1回	特別会議室												28
大阪府内女性関係施設連絡協議会		自主		3回		22			31					21			

参 考 資 料

財団法人大阪府男女共同参画推進財団

設 立 趣 意 書

1975年の「国際婦人年」及びこれに続く「国連婦人の10年」を契機として、世界各国では、女性の地位向上や女性に対するあらゆる差別の撤廃に向けての取り組みが積極的に進められてきました。

我が国においても、男女雇用機会均等法の制定をはじめ国内関係法の整備を行い、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、新国内行動計画を策定し、女性関係施策を推進しております。

大阪府においても第1期、第2期行動計画に続き、平成3年9月には第3期行動計画「女と男のジャンプ・プラン」を策定し、知事を本部長とする大阪府女性政策企画推進本部のもとに女性問題の解決を図るための施策を積極的に推進しております。

大阪が地球時代にふさわしく、人間と自然の調和を保ち、かつ文化の薫り高い国際都市へ発展していくためには、男女が共に人間として尊重され、性差にとらわれることなく、豊かな人間関係のなかで、人生のあらゆる段階で支えあうことのできる社会、即ち、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加・参画に基づく男女協働社会を実現することが不可欠であります。

しかしながら、男女の固定的な役割分担意識はまだ根強く、男女の自立及びあらゆる分野への対等な参加・参画を不十分なものとしています。また、近年における高齢化、情報化、国際化等の急激な進展により、女性問題に係わる新たな課題が生じてきております。

男女協働による真に豊かな社会を実現するためには、行政の力だけで達成できるものではなく、民間においても女性問題の解決に向けて社会的な気運の醸成を図るとともに、企業、民間団体さらには府民一人ひとりが知恵と創意を発揮して積極的な活動を展開することが重要です。

財団法人大阪府男女共同参画推進財団は、そうした行政並びに府民、民間団体等が連携した多様な活動を効果的に推進するために中心的な役割を果たすとともに、男女の自立とあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進するため、情報の収集及び提供に関する事業、能力開発に関する事業、女性の抱える問題に関する相談事業、女性の交流の促進並びに文化及び表現活動の支援に関する事業、調査研究及び啓発学習に関する事業、女性の健康に関する事業及びドーンセンター（大阪府立女性総合センター）の管理運営を行うこと等により、男女協働社会の実現に寄与することを目的として設立するものであります。

財団法人大阪府男女共同参画推進財団

寄 附 行 為

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この法人は、財団法人大阪府男女共同参画推進財団と称する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府中央区大手前 1 丁目 3 番 4 9 号に置く。

（目的）

第 3 条 この法人は、大阪府の区域内において、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進する事業を行い、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）女性に関する情報の収集及び提供に関する事業
- （2）女性の能力開発に関する事業
- （3）女性の抱える問題に関する相談事業
- （4）女性の交流の促進並びに文化及び表現活動の支援に関する事業
- （5）男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進するための調査研究及び啓発学習に関する事業
- （6）女性の健康に関する事業
- （7）前各号に掲げる事業及び施設の管理運営の受託に関する事業
- （8）前 7 号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産、会計及び事業計画

（資産の構成）

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1）設立当初の財産目録に記載された財産
- （2）寄附金品
- （3）資産から生ずる収入
- （4）事業に伴う収入
- （5）その他の収入

（資産の種別）

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1）設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- （2）基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない場合により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 理事長は、毎会計年度終了後3カ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、会計年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事数の3分の2以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別)

第 15 条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 専務理事 1 人
- (3) 理事（理事長及び専務理事を含む。）
10 人以上 20 人以内
- (4) 監事 2 人

(選任)

第 16 条 理事及び監事は、理事会において選任し、大阪府知事の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 専務理事は、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか 1 名とその親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 6 監事は、相互に親族その他の特別の関係にある者であってはならない。

(職務)

第 17 条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び大阪府知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(任期)

第 18 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第 20 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第 4 章 理事会

(構成)

第 21 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 22 条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第 23 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第 17 条第 4 項第 4 号の規定により、召集したとき。

(召集)

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号の規定による場合は、監事が召集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(定足数)

第 26 条 理事会は理事数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を

委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

（議事録）

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- （1）日時及び場所
 - （2）理事数
 - （3）出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を記載すること。）
 - （4）審議事項及び議決事項
 - （5）議事の経過の概要及びその結果
 - （6）議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第5章 委員等

（設置）

第30条 本財団に、第4条に定める事業の円滑な促進を図るため、必要に応じ、委員を置き、又は委員会を設置することができる。

- 2 委員の選任、委員会の設置、運営その他必要な事項は、理事会の同意を得て、理事長が別に定める。

第6章 事務局

（設置）

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（書類及び帳簿の備付け）

第32条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- （1）寄附行為
- （2）理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- （3）許可、認可等及び登記に関する書類
- （4）寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- （5）収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- （6）資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- （7）その他必要な帳簿及び書類

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 33 条 この寄附行為は、理事会において理事数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 34 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において、理事数の 4 分の 3 以上の同意を得、大阪府知事の承認のあったとき解散する。

(残余財産の処分)

第 35 条 解散後の残余財産は、理事会の議決を経て、大阪府知事の許可を得、この法人と類似の目的を有する公益法人又は大阪府に寄附するものとする。

第 8 章 雑則

(委任)

第 36 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、寄附行為に定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 16 条第 1 項から第 3 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 7 年 3 月 31 日までとする。

附則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

財団法人 大阪府男女共同参画推進財団役員名簿

(平成21年3月31日現在)

	役員名	役職名
理事長	時岡 禎一郎	元大阪府理事
理事	加藤 治子	阪南中央病院産婦人科部長（医師）
理事	河内 鏡太郎	讀賣新聞大阪本社専務取締役総務局長
理事	北山 久恵	公認会計士
理事	佐藤 友美子	サントリー文化財団上席研究フェロー
理事	清野 博子	元讀賣新聞編集委員 大阪府立女性総合センター館長
理事	関根 秀和	大阪女学院大学学長
理事	段 林 和 江	弁護士
理事	夏原 晃子	環境造形作家（彫刻家） （社）総合デザイナー協会理事
理事	南 部 英 幸	大阪府生活文化部長
理事	早瀬 昇	（社福）大阪ボランティア協会事務局長
理事	藤田 満寿子	大阪労働局雇用均等室長
理事	室住 眞麻子	帝塚山学院大学教授
理事	山本 憲 治	関西経営者協会専務理事 事務局長
監事	上田 理恵子	（株）マザーネット 代表取締役
監事	林 紀美代	公認会計士

ドーンセンター運営推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府立女性総合センター（ドーンセンター（以下「センター」という。）」の機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、センター館長（以下「館長」という。）の下にドーンセンター運営推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、センターの円滑な事業運営に関して意見及び提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、館長が学識経験者、団体・グループ、利用者等の中から委嘱した委員をもって組織する。

2 委員会に、座長及び副座長をおく。

3 座長は、委員の互選により選任し、副座長は、座長の指名による。

4 座長は、委員会を代表し、会務を総括する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(召集)

第5条 委員会は座長が招集し、座長がその議長になる。

(報酬)

第6条 委員は無報酬とする。ただし、委員には別に定めるところにより費用を弁償することができる。

(部会)

第7条 センターの事業運営に関し、財団理事長から館長を経由して意見を求められた事項を審議するため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会員は委員の中から館長が指名する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財団法人大阪府男女共同参画推進財団事務局において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、館長が定める。

附則

この要綱は、平成6年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

ドーンセンター運営推進委員名簿

(平成21年3月31日現在)

氏 名	役 職 名	備 考
秋山 進	特定非営利活動法人 発起塾	
石元 清英	関西大学社会学部教授	
伊田 久美子	大阪府立大学人間社会学部教授	座 長
岩田 塔子	助産婦ネット関西	
宇田 二三子	特定非営利活動法人大阪市難聴者・中途失聴者協会	
木屋村 薫子	グループ ど・すこい	
黒瀬 友佳子	帝人クリエイティブスタッフ(株)人財部ダイバーシティ推進室	
伍賀 偕子	(財)大阪社会運動協会 理事	
小林 敏子	高齢社会をよくする女性の会・大阪	
小山 琴子	おんなの目で大阪の街を創る会	
正路 怜子	ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク	
中川 俱子	(株)アルプラン	副座長
松尾 園子	弁護士	
森岡 正博	大阪府立大学人間社会学部教授	
森本 美紀	朝日新聞 記者	

(50音順)

大阪府立女性総合センター条例

平成6年大阪府条例第1号

（設置）

第1条 女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に資するため、大阪府立女性総合センター（以下「センター」という。）を大阪市中央区大手前一丁目に設置する。

（事業）

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1）女性の抱える問題に関する相談を行うこと。
- （2）女性に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- （3）女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進するための講習会、講演会、催物等を開催すること。
- （4）センターの施設を前号に規定する講習会、講演会、催物等の開催の用に供すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

2 センターは、前項各号に掲げる事業を行うほか、前条の目的の達成に支障のない限り、その施設を府民の健全で文化的な集会、催物等の利用に供することができる。

（指定管理者による管理）

第3条 知事は、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- （1）センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務
- （2）センターの維持及び補修に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

（指定管理者の公募）

第4条 知事は、第6条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請）

第5条 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第6条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第3条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) センターの平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理にかかる経費の縮減を図ることができること。
- (3) 第3条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために必要なものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(指定管理者の指定の公示等)

- 第7条 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。
- 2 指定管理者は、その名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
 - 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

- 第8条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消し、又は、期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
 - (2) 第6条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(利用料金)

- 第9条 知事は、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、センターを利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
 - 3 前項の利用料金の額は、指定管理者が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で定めるものとする。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。
 - (1) 利用者が第1条の目的のために利用する場合 別表に掲げる金額
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表に掲げる料金に2を乗じて得た額
 - 4 前項の場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
 - 5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。
 - 6 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、知事が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- 7 指定管理者は、知事が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。(平成6年規則第55号で平成6年11月11日から施行。ただし、附則第2項の規定は、平成6年10月31日から施行)

(大阪府立婦人会館条例の廃止)

- 2 大阪府立婦人会館条例(昭和38年大阪府条例第6号)は、廃止する。

附 則(平成9年条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 施行日前にされた大阪府立女性総合センターの利用の承認に係る使用料の額については、第2条の規定による改正後の大阪府立女性総合センター条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に承認を受けた大阪府立女性総合センターの会議室、和室セミナー室、調理室、講師控室、パフォーマンススペース、視聴覚スタジオ、ホール、プール及びフィットネススタジオのこの条例の施行の日以後の利用については、改正前の大阪府立女性総合センター条例第3条から第5条まで、別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有するものとし、改正後の大阪府立女性総合センター条例第4条、別表第1及び別表第2の規定は、適用しない。

附 則(平成14年条例第24号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第91号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第109号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の大阪府立女性総合センター条例(以下「新条例」という。)第6条の規定による指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第4条から第6条まで及び第7条第1項の規定の例により行うことができる。

大阪府立女性総合センター条例施行規則

平成6年大阪府規則第93号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府立女性総合センター条例（平成6年大阪府条例第1号。以下「条例」という。）第4条、第5条、第6条第4号、第9条第6項ただし書及び第7項並びに第10条の規定に基づき、大阪府立女性総合センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することがある。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、休館日を変更し、又はこれらの休館日以外の休館日を臨時に設けることがある。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。以下「休日」という。）（その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その日後最初に到来する平日（土曜日、日曜日、月曜日及び休日以外の日という。）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の制限)

第4条 センターを引き続き7日を超えて利用し、又は同じ月のうち7日を越えて利用することはできない。ただし、駐車場を利用しようとするとき、又は知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の申込み)

第5条 センターを利用しようとするものは、利用申込書（様式第1号）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センターの駐車場を利用しようとする者は、知事が別に定める利用券の交付による承認を受けなければならない。

(指定管理者の公募)

第6条 条例第4条の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、府広報により行う。

(1) センターの名称及び所在地

(2) 予定する指定期間

(3) 指定管理者の指定の申請の手続き

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第7条 条例第5条の規定による申請は、指定管理者指定申請書（様式第2号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書
- (2) センターに関する管理体制計画書
- (3) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (4) 法人にあつては登記事項証明書
- (5) 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書
- (6) 事業の概要を記載した書類
- (7) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (8) 最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (9) 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第8条 条例第6条第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 条例第5条の規定による申請時において、3年以上、団体としての活動及びホール、会議室等の利用に関する業務を行う施設の管理運営の実績（当該申請をしたものの構成員である団体の実績を含む。）があること。
- (2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために知事が必要と認めて定める基準

(学識経験者の意見聴取)

第9条 知事は、条例第6条の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(指定管理者の名称等の変更の届出)

第10条 条例第7条第2項の規定による届出は、指定管理者（名称・住所）変更届出書（様式第3号）を提出することにより行わなければならない。

(事業報告書の提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日後）30日以内に、センターの管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施状況
- (2) センターの利用状況
- (3) 業務にかかる経理の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(利用料金の還付の基準)

第12条 条例第9条第6項ただし書の知事が別に定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができることとする。

- (1) 天災その他第5条の規定により利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）の責めに帰することのできない理由によりセンターを利用できない場合で指定管理者が適当と認めるとき 条例第9条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）に相当する額
- (2) 利用者が利用の申込みを取り消した場合において、センターの施設の利用状況及び利用形態に応じて施設の有効な活用に支障がなく、指定管理者が適当と認めるとき利用の申込みの取り消しの時期に応じて指定管理者が適当と認める額

(利用料金の減免の基準)

第13条 条例第9条第7項の知事が別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用料金を減額し、又は免除することができることとする。

- (1) 天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体がセンターを利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。
- (2) 次に掲げる者が運転し、又は同乗する自動車についてセンターの駐車場を利用させる場合で指定管理者が適当と認めるとき。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ハ 知的障害のある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。

(転貸等の禁止)

第14条 利用者は、利用の承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させてはならない。

(利用の承認の取り消し等)

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) センターの利用の申込みに偽りがあったとき。
- (2) 他の入館者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (3) センターの建物若しくは設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 条例又はこの規則の各条項に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(入館の制限等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 前条第2号又は第3号に該当する者

- (2) 指定管理者の許可を受けないで、寄附金の募集、物品の販売、商品、行事等の宣伝その他これらに類する行為をした者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

(損傷等の届出)

第17条 入館者は、センターの建物又は設備を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年11月11日から施行する。ただし、次項の規定は、平成6年11月1日から施行する。

(大阪府立婦人会館条例施行規則の廃止)

- 2 大阪府立婦人会館条例施行規則（昭和57年大阪府規則第20号）は、廃止する。

附 則（平成8年規則第9号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第75号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成12年規則第29号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第88号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第27号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第141号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府立女性総合センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申込書は、改正後の大阪府立女性総合センター条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出された申込書とみなす。
- 3 旧規則の様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

ドーン利用促進事業共同体

ドーン利用促進事業共同体の概要

1 設立目的

ドーンセンターの利用促進・施設管理部門への指定管理者制度導入に際し、財団とNPOとによる事業共同体として指定管理者に名乗りをあげ、財団がもつ11年の経験とノウハウ、NPOが持つ高いミッション（使命）と利用サイドに立った柔軟できめ細かい発想を生かす。これにより、指定管理者制度の趣旨である利用者サービスの向上と施設の効率的運用の両立を図り、大阪府における男女共同参画社会づくりの拠点施設であるドーンセンターの事業を継続発展させる。

2 構成員

○名 称 財団法人大阪府男女共同参画推進財団
代表者 理事長 時岡禎一郎
住 所 大阪府中央区大手前1丁目3番49号

○名 称 特定非営利活動法人ZUTTO
代表者 理事長 津田 優子
住 所 大阪府中央区平野町2丁目6番1号

※共同体代表者は財団法人大阪府男女共同参画推進財団理事長

3 指定管理者指定年月日

平成18年3月28日

4 指定期間

平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年間）

5 共同体の事務所

大阪府中央区大手前1丁目3番49号

6 主要事業

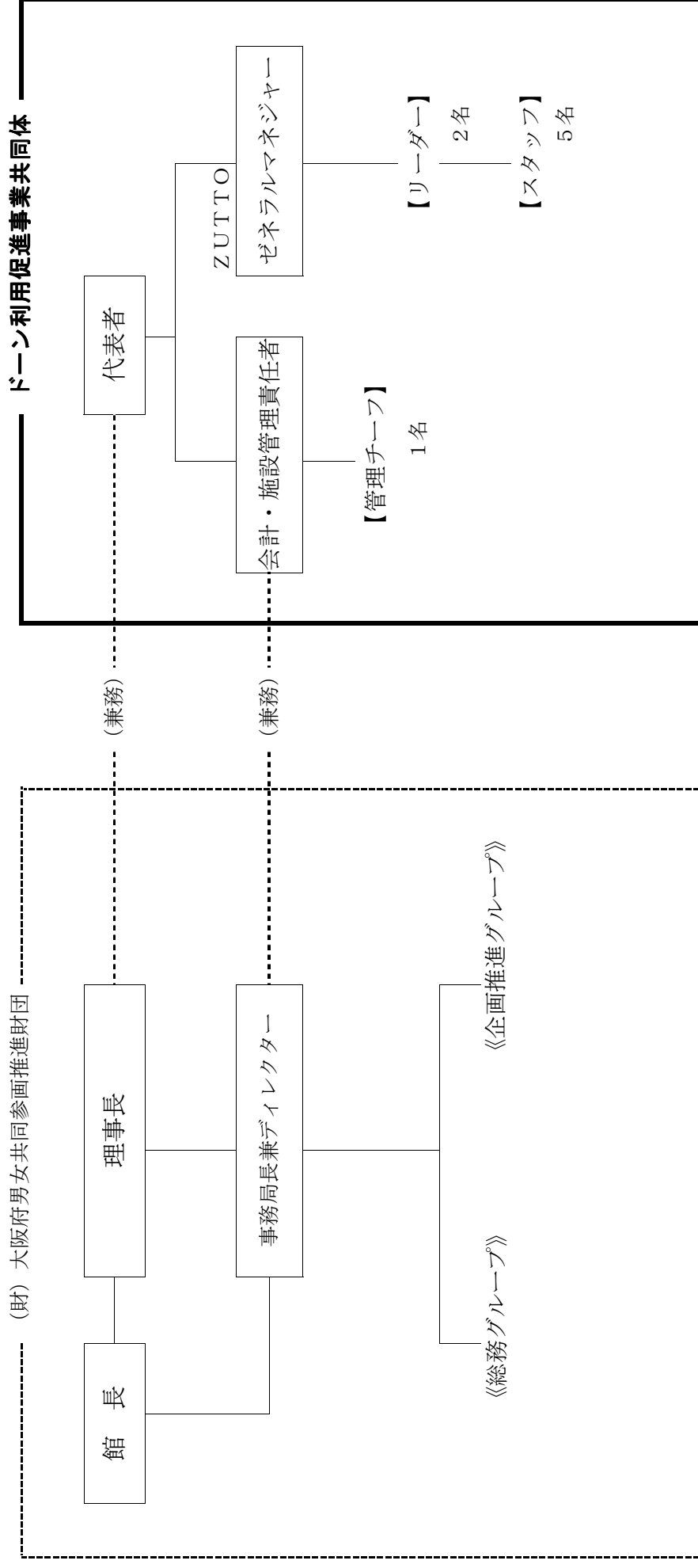
- (1) ホール・会議室等の利用受付及び使用料の徴収業務
- (2) 施設、設備等の維持管理業務（日常清掃業務を除く）
- (3) 一時保育事業

7 共同体のあゆみ

平成	17.12.	1	共同体結成指定管理者に応募
同	17.12.	27	指定管理者最優先交渉権者に選定
同	18.	3.28	大阪府から指定管理者に指定
同	18.	3.28	大阪府立女性総合センターの管理運営業務等基本協定を締結
同	18.	4.	1 業務開始
同	18.12.	20	第1回構成員総会開催
同	19.	3.15	第2回構成員総会開催
同	19.	6.19	第3回構成員総会開催
同	20.	1.20	第4回構成員総会開催
同	20.	3.11	第5回構成員総会開催
同	20.	6.17	第6回構成員総会開催
同	21.	3.17	第7回構成員総会開催

8 ドーン利用促進事業共同体の組織体制

《指 定 管 理 者》



事業概要

大阪府から指定管理者として指定されたドーンセンターの管理運営を行うとともに府民にホールや会議室の貸し出しを行った。

1 来館者数

(単位：人)

	会議室等	ホール等	ライブラリー	視 察	その他	合 計	1 日平均
4 月	16,548	9,207	3,658	17	1,381	30,811	(25日) 1,232
5 月	15,288	9,405	3,242	1	1,551	29,487	(23日) 1,282
6 月	15,473	10,755	3,619	20	1,597	31,464	(25日) 1,259
7 月	15,602	8,590	3,784	46	1,280	29,302	(26日) 1,127
8 月	13,365	8,637	2,915	102	1,101	26,120	(27日) 967
9 月	14,411	9,250	2,426	0	1,220	27,307	(23日) 1,187
10 月	15,821	11,150	2,734	30	1,412	31,147	(26日) 1,198
11 月	17,361	10,310	2,358	17	1,241	31,287	(24日) 1,304
12 月	12,357	9,530	1,488	22	947	24,344	(23日) 1,058
1 月	14,271	10,020	2,129	0	1,134	27,554	(23日) 1,198
2 月	16,274	10,070	2,113	2	1,311	29,770	(23日) 1,294
3 月	17,420	10,887	2,174	0	1,560	32,041	(25日) 1,282
20年度計	184,191	117,811	32,640	257	15,735	350,634	(293日) 1,197
19年度計	199,658	115,972	46,240	534	20,530	382,934	(294日) 1,302

2 会議室・ホール等の利用

各種グループが女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進する目的をもって行う学習活動等の催物の開催場所として、ドーンセンターの会議室やホールなどを貸し出した。

なお、センターの設置目的に支障のない範囲において、府民の健全で文化的な集会及び催物等の実施に対しても会議室等を貸し出した。

(1) 会議室・ホール等の利用状況

ア 会議室等の利用率

	会 議 室 等 (%)				ホール (%)	パフォーマンス・ スペース (%)	合 計 (%)
	会議室	和 室	調理室等	小 計			
4月	70.8	58.0	52.5	64.9	54.7	49.3	63.8
5月	70.0	67.4	51.9	65.2	65.2	60.9	65.0
6月	70.3	52.0	48.0	62.9	69.3	44.0	62.3
7月	65.5	60.3	36.4	57.7	56.4	26.9	56.2
8月	53.5	47.5	38.3	49.1	50.6	23.5	48.0
9月	70.1	53.6	49.6	63.3	75.4	30.4	62.4
10月	62.8	65.4	45.9	58.8	66.7	29.5	57.9
11月	72.4	66.0	50.0	66.2	65.3	40.3	65.0
12月	60.1	50.0	42.9	54.8	73.9	39.1	54.9
1月	65.3	60.9	47.0	60.3	66.7	33.3	59.4
2月	71.0	48.6	52.2	64.1	65.2	50.7	63.5
3月	70.5	65.3	49.9	64.8	65.3	32.0	63.3
20年度 計	66.7	57.9	46.9	60.9	64.3 ※91.9	38.0 ※54.6	60.0
19年度 計	69.0	50.9	48.4	62.0	66.4	33.6	60.9

※はホール、パフォーマンス・スペースを1日1団体により算出した利用率

イ 利用目的別比率

種 別	目 的 内 利 用 (%)				一 般 利 用 (%)
	財団主催講座等	登録団体	その他	合 計	
会議室等	1.1	29.4	17.7	48.2	51.8
ホール	1.6	9.0	12.7	23.3	76.7
パフォーマンス・スペース	1.5	13.8	15.0	30.3	69.7
20年度 計	1.1	27.9	17.3	46.3	53.7
19年度 計	2.1	27.8	19.8	49.7	50.3

ウ 曜日別、時間帯別利用率

種 別		午 前 (%) (9:30～12:00)	午 後 (%) (13:00～17:00)	夜 間 (%) (18:00～21:30)	計 (%)
会議室等	平日	52.8	73.9	52.0	59.6
	土曜	71.1	93.2	44.5	69.6
	日曜	65.3	91.7	14.1	57.1
	小計	58.2	80.4	44.0	60.9
ホール	平日	62.6	70.0	38.4	57.0
	土曜	86.3	94.1	62.7	81.0
	日曜	94.2	94.2	34.6	74.4
	小計	72.4	78.5	42.0	64.3
パフォーマンス・スペース	平日	18.4	23.2	32.1	24.6
	土曜	74.5	80.4	29.4	61.4
	日曜	94.2	96.2	1.9	64.1
	小計	41.6	46.1	26.3	38.0
合 計	平日	51.7	71.4	50.5	57.9
	土曜	71.9	92.7	44.7	69.8
	日曜	67.9	92.0	14.5	58.2
	小計	58.1	78.8	43.1	60.0

(2) 駐車場の利用状況

当センター利用者の方の利便性を高めるため、普通車92台を収容できる立体駐車場を完備しており、平成20年度11,382台の利用があった。また、障害者の方は、利用料金を免除しており、245台の利用があった。

駐車場利用状況

区分	駐車台数		一日平均		備考
		内減免数		日数	
4 月	1,025	19	41	25	
5 月	841	20	37	23	
6 月	953	14	38	25	
7 月	1,067	18	41	26	
8 月	898	18	33	27	
9 月	941	18	41	23	
10 月	945	20	36	26	
11 月	1,063	21	44	24	
12 月	812	19	35	23	
1 月	809	21	35	23	
2 月	1,070	29	47	23	
3 月	958	28	38	25	
20年度 計	11,382	245	39	293	
19年度 計	12,940	280	44	294	

3 グループ活動の支援等

ドーンセンターを定期的にご利用するグループの活動支援と利用の促進及び交流を図るため、次のとおり施設の提供等を行った。

(1) グループロッカーの設置

グループが学習等の活動を行うために必要な物品を保管するとともに、グループ相互の情報交換場所として、センター内にグループロッカールームを設け、貸出を行った。

・利用団体数 110 団体・グループ（登録団体:89、一般団体：21）

(2) メールボックスの設置

各団体の活動に関する情報交換のための資料等郵便物の配達を受けるため、平成14年11月より、センター内にメールボックスを設け、貸出を行った。

・利用団体数 15 団体・グループ

(3) ワークステーション等の運営

ワークステーションに印刷機等の機器類を設置し、団体・グループ等の自主的な活動のために必要ならし・資料等の印刷やコピー、木工作业等の軽作業を行うことができる無料のスペースを提供した。

・設置機器 印刷機、コピー機、紙折機、裁断機、製本機、木工電動工具
また、3階利用促進窓口にFAX等のサービスを行った。

＜利用状況＞

	利用者数（人）	印刷機利用団体数	FAX、メール（PC）サービス件数
4 月	305	146	13
5 月	350	118	7
6 月	282	123	13
7 月	285	113	12
8 月	250	106	3
9 月	225	107	12
10 月	322	138	5
11 月	211	115	7
12 月	216	92	9
1 月	179	83	16
2 月	238	103	16
3 月	210	106	5
20年度 計	3,073	1,350	118
19年度 計	3,136	1,298	111

(4) 情報交換プラザの運営

センター内外で行われる各種行事の情報提供及びグループ活動の交流や情報の交換が行えるよう、1階の情報交換プラザにおいてグループ・団体、行政機関等のちらしやパンフレット等を配布した。

(件数)

	府庁関係	国・他府県	市町村	他の女性センター	自主グループ	合 計
20年度	490	111	1088	554	1169	3,412
19年度	686	234	1089	419	1324	3,752

4 一時保育事業（共同体自主事業）

子育て中の人々の社会参加を促進・支援することを目的として、ドーンセンターの主催事業への参加者やライブラリー等の利用者を対象に「こどものへや」を設置し、一時保育事業をドーン利用促進事業共同体事業として実施する。

運営にあたっては、民間の保育運営手法を取り入れ、より一層の事業効果を高めるため、公募プロポーザルによって選定したNPO法人関西こども文化協会との協働（委託）により事業の活性化に努める。

（1）実施内容

ア 主催事業の一時保育

センター主催事業の参加者を対象として、一時保育を実施する。

イ 定期保育

情報ライブラリー等のセンター利用者を対象として毎週木曜日（午前・午後）と第2・4火曜日（午前）に実施する。

・保育時間（午前9：30～12：30、午後1：30～4：30）

ウ 「こどものへや」の貸し出し

センター施設を利用する団体・グループが保育を実施する場合に、「こどものへや」の貸し出しを行う。

エ 保育協力者 36名（平成20年4月1日現在）

オ 保育協力者の定例会・研修会

NPO法人関西こども文化協会が「こどものへや」の自主的な運営を行うため、保育協力者の参加のもと保育活動状況や「こどものへや」の運営等についての定例会を2ヶ月に1回、研修会を年2～3回程度開催。

カ 「こどものへや」を活用した保育関連事業

委託先のNPO法人関西こども文化協会の持つ専門性を活用し、「こどものへや」の活性化を図るための協働事業を実施し、「こどものへや」の周知と一時保育事業の利用促進に努めた。

（ア） タイトル イマパパ子育て講座

第1回「イマパパの遊び方入門」

日 時	平成20年11月1日（土）午前10：00～12：00
会 場	ドーンセンター中会議室・こどものへや
参 加 者	1家族 3名
講 師	小崎恭弘（神戸常盤短期大学准教授）

第2回「イマパパの食育入門」

日 時	平成20年11月30日（日）午前10：00～12：00
会 場	ドーンセンター調理室・こどものへや
参 加 者	3家族 7名
講 師	小松洋子（関西福祉科学大学准教授）

(2)「こどものへや」の利用状況

	主催事業			定期保育			貸出件数 ③	合 計 ①+②+③
	開催日数 ①	子ども数	保育協力者 数	開催日数 ②	子ども数	保育協力者 数		
4 月	0	0	0	8	2 8	2 2	1 4	2 2
5 月	0	0	0	7	3 8	2 3	1 5	2 2
6 月	0	0	0	9	5 3	2 7	1 9	2 8
7 月	0	0	0	5	2 6	1 6	1 6	2 1
8 月	0	0	0	6	1 2	1 4	1 0	1 6
9 月	0	0	0	5	1 3	1 1	1 4	1 9
10 月	0	0	0	9	1 5	1 8	1 1	2 0
11 月	2	0	4	7	3 4	2 3	1 2	2 1
12 月	0	0	0	6	1 6	1 2	1 4	2 0
1 月	0	0	0	8	2 2	1 8	8	1 6
2 月	0	0	0	8	4 2	2 2	1 4	2 2
3 月	1	1	2	9	4 3	2 3	1 5	2 5
20 年度計	3	1	6	8 7	3 4 2	2 2 9	1 6 2	2 5 2
19 年度計	2 9	5 6	6 1	1 0 0	3 7 1	2 6 2	9 8	2 2 7